

特別支援教育の充実について

令和2年10月

文部科学省 初等中等教育局 特別支援教育課

1. 新しい時代の特別支援教育の在り方に関する 有識者会議

新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議

(令和元年9月6日設置)



文部科学省

趣旨

- 少子高齢化の一方、医療の進歩・特別支援教育への理解の広がり・障害の概念の変化や多様化など、特別支援教育をめぐる社会や環境の変化に伴い、特別支援教育を必要とする子供たちの数は増加の一途
- こうした状況のもと、特別な配慮を要する子供たちがその可能性を最大限に伸ばすとともに、自立と社会参加に必要な力を培うための適切な指導・必要な支援の重要性がますます向上

医療や福祉との連携の推進、障害者の権利に係る国際的な議論の動向等も踏まえつつ、**特別支援教育の現状と課題を整理**し、一人一人のニーズに対応した**新しい時代の特別支援教育の在り方**や、その**充実のための方策等について検討**を行うため、有識者会議を設置

【主な検討事項】

- (1) 特別な配慮を必要とする子供たちに対する指導及び支援の在り方
- (2) 医療や福祉と連携した特別支援教育の推進方策

(検討事項の具体例)

新しい時代の特別支援教育の方向性・ビジョン

障害のある子供たちへの指導の充実

教員の専門性の整理と養成の在り方

特別支援教育の枠組み

幼稚園・高等学校段階における学びの場等

【委員】

朝日 滋也	全国特別支援学校長会長、東京都立大塚ろう学校統括校長 (～令和2年6月18日)	滝口 圭子	金沢大学学校教育系教授
阿部 一彦	日本障害フォーラム代表	竹中 ナミ	社会福祉法人プロップ・ステーション理事長
石橋 恵二	学校法人武蔵野東学園武蔵野東中学校長、 武蔵野東小学校中学校統括校長	田村 康二郎	東京都立光明学園統括校長
市川 宏伸	一般社団法人日本発達障害ネットワーク理事長	成澤 俊輔	NPO法人カシオペア理事、株式会社YOUTURN取締役
市川 裕二	東京都立あきる野学園校長 (令和2年4月1日～)	野口 晃菜	株式会社LITALICO執行役員・LITALICO研究所長
一木 薫	福岡教育大学教授	東内 桂子	広島県立呉南特別支援学校校長 (令和2年6月19日～)
大出 浩司	学校法人大出学園理事長・若葉高等学園校長	日詰 正文	独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園研究部長
○岡田 哲也	二松學舎大学教授	廣瀬 尚子	香川県教育委員会事務局特別支援教育課長 (～令和2年3月31日)
片岡 聡一	岡山県総社市長	佛坂 美菜子	パーソルチャレンジ株式会社ゼネラルマネージャー
金森 克浩	日本福祉大学スポーツ科学部教授	松倉 雪美	富山県立ふるさと支援学校長
川高 寿賀子	京都府立宇治支援学校長 (～令和2年3月31日)	真砂 靖	弁護士
菊池 桃子	女優、戸板女子短期大学客員教授 (～令和2年5月31日)	◎宮崎 英憲	全国特別支援教育推進連盟理事長、東洋大学名誉教授
北村 宏美	香川県教育委員会事務局 特別支援教育課長 (令和2年4月1日～)	山口 正樹	神奈川県立上溝高等学校長
木村 浩紀	北海道札幌視覚支援学校長	山中 ともえ	全国特別支援学級・通級指導教室設置学校長協会会長、 東京都調布市立飛田給小学校長
熊谷 晋一郎	東京大学先端科学技術研究センター准教授	吉藤 健太郎	株式会社オリイ研究所代表取締役所長・ロボットコミュニケーター (◎：主査、○：主査代理) (令和2年6/30現在計26名、五十音順、敬称略)

【オブザーバー】

梅澤 敦	独立行政法人国立特別支援教育総合研究所理事
西牧 謙吾	国立障害者リハビリテーションセンター病院長、発達障害情報・支援センター長
河村 のり子	厚生労働省社会・援護局障害福祉課障害児・発達障害者支援室長 (令和2年8/31現在計3名、五十音順、敬称略)

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- ・障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
 - ・特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ① **障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備**
 - ② **障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的ニーズに最も的確に応える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備**
 - を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・**障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充**
 - ・**障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場の中で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現**
- これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を發揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

1. 就学前における早期からの相談・支援の充実

- ・乳幼児健診や5歳児健診の活用など早期からの相談・支援
- ・就学相談における保護者への情報提供の充実

3. 特別支援学校における教育環境の整備

- ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
- ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
- ・特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
- ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化

2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実

- ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
- ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
- ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討

4. 高等学校における学びの場の充実

- ・通級による指導の充実や合理的配慮の提供など義務教育段階との丁寧な引継ぎによる特別支援教育の充実
- ・特別支援学校と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

1. 全ての教師

- ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、管理職や通級による指導担当教諭など校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実

2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師

- ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
- ・発達障害や特別支援学級に係る免許状の創設については引き続き検討

3. 特別支援学校の教師

- ・重複障害や発達障害等への対応を含む教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
- ・免許法附則第15項については引き続き検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

1. ICT利活用の意義と基本的な考え方

- ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応

2. 指導の充実と教師の情報活用能力

- ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
- ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進

3. ICT環境の整備と校務のICT化

- ・学校におけるICTの利活用体制の整備
- ・特別支援教育に配慮した校務系システム形成

4. 関係機関の連携と情報の共有

- ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

1. 就学前からの連携

- ・関係機関との切れ目ない連携体制の整備

2. 在学中の連携

- ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進

3. 卒業後の連携

- ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有

4. 医療的ケアが必要な子供への対応

- ・中学校区に医療的ケア実施拠点校設置を検討

5. 障害のある外国人児童生徒への対応

- ・「外国人児童生徒等の教育の充実について(令和2年3月)」を踏まえた取組の推進

4. 新時代の特別支援教育の在り方について

(1) 基本的な考え方

- 特別支援教育に関する理解や認識の高まり、制度改正、通級による指導を受ける児童生徒の増加など、インクルーシブ教育システムの理念を踏まえた特別支援教育を巡る状況は変化
- 通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に促進

(2) 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- ① 就学前における早期からの相談・支援の充実
 - 関係機関や外部専門家等との連携による人的体制の充実
 - 幼児教育の観点から特別支援教育を充実するために教師や特別教育支援員の資質向上に向けた研修機会の拡充
 - 5歳児健診を活用した早期支援や、就学相談における情報提供の充実
- ② 小中学校における障害のある子供の学びの充実
 - 副次的な籍の導入による学級活動等の充実化や、年間指導計画等に基づく教科学習の共同実施
 - 通常の学級に在籍する特別な支援を必要とする児童生徒の把握・支援、自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
 - 通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
 - 通級による指導の担当教師等の配置改善や指導体制の充実
- ③ 特別支援学校における教育環境の整備
 - ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発
 - 特別支援学校の設置基準策定や教室不足の解消に向けた集中的な施設整備の取組推進
 - 特別支援学校のセンター的機能の充実や設置者を超えた学校間連携を促進する体制の在り方の検討
 - 知的障害者である児童生徒に対する各教科等の在り方の検討や授業改善に向けた取組の充実
- ④ 高等学校における学びの場の充実
 - 通級による指導の充実や指導体制、指導方法など、高等学校における特別支援教育の充実
 - 本人や保護者が障害の可能性に気が付いていない場合の支援体制の構築
 - 進学先の高等学校や卒業後の進路に対する情報の引継ぎなど、関係機関等の連携促進

(3) 特別支援教育を担う教師の専門性向上

- ① 全ての教師に求められる特別支援教育に関する専門性
 - 全ての教師が障害の特性等に関する理解や特別支援教育に関する基礎的な知識が必要
 - 日々の勤務の中で必要な助言や支援を受けられる体制の構築、教師の主眼的な専門性向上の取組の充実
- ② 特別支援学級、通級による指導を担当する教師に求められる特別支援教育に関する専門性
 - 特別支援学級や通級による指導の担当教師には、個別の指導計画等の作成や指導方法等の専門性の習得が必要
 - OJTやオンラインなどの工夫による参加しやすい研修の充実、発達障害のある児童生徒に携わる教師の専門性や研修の在り方に関する具体的な検討
- ③ 特別支援学校の教師に求められる専門性
 - 多様な実態の指導力向上のための幅広い知識・技能の習得や学校内外の専門家等との連携充実、複数障害が重複している児童生徒への対応
 - 広域での研修や人事交流の仕組みの構築、特別支援学校教諭の教員養成段階における内容の再検討やコアカリキュラムの策定

(4) 関係機関との連携強化による切れ目のない支援の充実

- 関係機関等と家庭の連携、保護者も含めた情報共有、保護者支援のための連携体制の整備、障害の有無に関わらず全ての保護者に対する支援情報や相談窓口等の情報共有
- 地域の就労関係機関との連携等による早期からのキャリア教育の充実
- 個別の教育支援計画（教育）・利用計画（福祉サービス）・個別支援計画（事業所）・移行支援計画（労働）の一体的な情報提供や情報共有の仕組みの検討
- 移行支援や就労支援における特別支援学校と関係機関との役割や連携の在り方の検討
- 学校における医療的ケアの実施体制の構築、医療的ケアを担う看護師の人材確保や配置等の環境整備
- 学校に置かれる看護師の法令上の位置付け検討、中学校区における医療的ケア拠点校の設置検討

2. 令和3年度概算要求について

切れ目ない支援体制構築に向けた特別支援教育の充実

令和3年度要求・要望額 92億円
(前年度当初予算額25億円、補正予算額20億円)



障害のある児童生徒等の自立と社会参加の加速化に向け、ICTの活用等を含めた取組の充実を図り、障害のある児童生徒等が十分な教育を受けられる環境を構築する。

ICTを活用した障害のある児童生徒等への支援

◆ ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実 71百万円 (新規)

① ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や担当教員の指導の質の向上など、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究を実施

② ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発による効果的な指導の在り方について研究を実施

③ 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出

④ 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

高等学校段階における病気療養中等の生徒に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施

◆ 教科書デジタルデータを活用した拡大教科書、音声教材等普及促進プロジェクト 240百万円 (207百万円) (拡充)

発達障害や視覚障害等のある児童生徒の教育環境整備のため、教科書デジタルデータを活用した音声教材等に関する効率的な製作方法や高等学校等における拡大教科書の普及促進等の調査研究等を実施

切れ目ない支援を支える基盤の構築

◆ 切れ目ない支援体制整備、外部専門家の配置 (拡充) (切れ目ない支援体制整備充実事業2,453百万円の内数)

自治体の体制整備のスタートアップ、外部専門家の配置を支援

◆ 難聴児の早期支援に向けた保健・医療・福祉・教育の連携推進 16百万円 (21百万円)

特別支援学校(聴覚障害)と保健、医療、福祉等が連携した教育相談体制構築の実践研究等を実施

◆ 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業等 70百万円 (150百万円)

指導経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究等を実施

医療的ケアが必要な児童生徒等への支援

◆ 医療的ケアのための看護師の配置 (拡充) (切れ目ない支援体制整備充実事業2,453百万円の内数) 2,100人 ⇒ 2,400人 (+300人)

自治体等による医療的ケアのための看護師配置(校外学習や登下校時の送迎車両への同乗する看護師の配置を含む)を支援

◆ 学校における医療的ケア実施体制充実事業 42百万円 (29百万円) (拡充)

① 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究 (新規)

中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなど、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について研究を実施

② 医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保 (拡充)

医療的ケアのための看護師が、学校現場で働くに当たっての基礎知識や、最新の医療や看護等の知識・技能を習得するための系統的な研修を推進

新型コロナウイルス感染症対策

◆ 特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業の継続 (拡充) スクールバスにおける感染リスク低減の取組を支援 5,279百万円

◆ 低所得世帯へのオンライン学習通信費支援 933百万円 (拡充) (特別支援教育就学奨励費の内数) (要保護世帯⇒I区分へ対象拡充)

低所得世帯(I区分)へ家庭でのオンライン学習に係る通信費を支援

その他、政策課題に対する調査研究や、学習指導要領の趣旨徹底の取組等を実施

ICTを活用した障害のある児童生徒等に対する指導の充実

令和3年度要求・要望額 0.7億円
(新規)



背景 ICTを活用した障害のある児童生徒等に配慮した効果的な指導法の確立が求められている。また、感染症対策で登校できない、あるいは、病気療養中の児童生徒等に対する遠隔指導による学習の保障や、働き方が大きく変化している現状を踏まえた進路選択を想定した指導・支援が重要になってきている。

1. ICTを活用した自立活動の効果的な指導の在り方の調査研究

19百万円

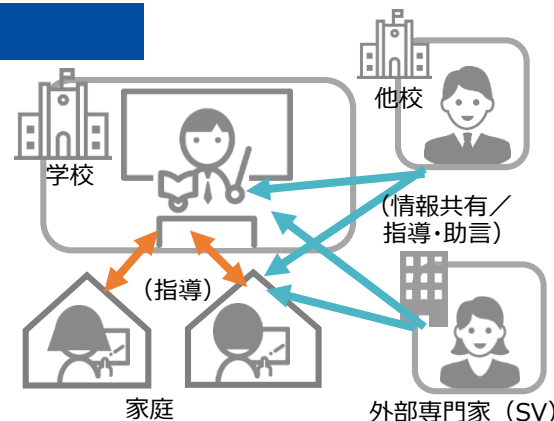
障害による学習上又は生活上の困難を改善・克服するための自立活動や通級による指導において、感染症対策や地理的な条件等により対面による指導が難しい際の学びの保障や、担当教員に対する指導助言の手法を充実することによる指導の質の向上などの観点から、ICTを活用した遠隔による指導の在り方について研究する。

以下の観点についてICTを活用した実践を行う。

- ① 児童生徒の実態把握の在り方
- ② 効果的な指導の実践・評価の在り方
- ③ 在籍学級、外部の専門家、保護者等との連携の在り方

成果

指導事例、対応する際のポイント、留意事項等について整理し、指導のマニュアルを作成する。



対象校種 小・中・高等学校、特別支援学校

委託先 教育委員会、大学

箇所数、単価、期間 6箇所、310万円/箇所、2年

委託対象経費 研究事業の実施に必要な経費 (謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等)

2. ICTを活用した職業教育に関する指導計画・指導法の開発

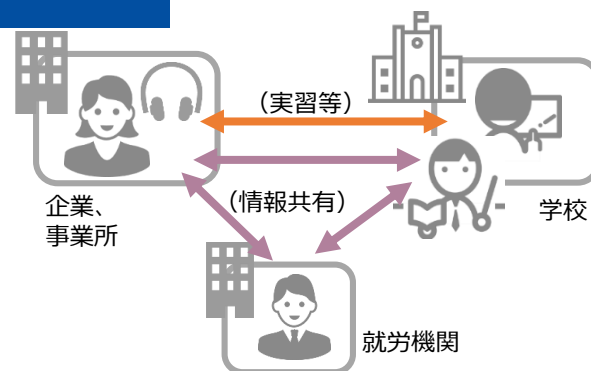
9百万円

職業教育におけるICTを活用した指導計画、指導方法、教材・コンテンツ等の開発を行い、効果的な指導の在り方について研究する。

- PCの基礎スキル、ウェブデザイン、遠隔による接客など、企業等と連携した新たな職域に関する指導の実践
- 新たな職域・働き方を見据えた資質・能力の育成を目指す指導計画や実習計画の開発
- 遠隔で行う職場実習 (評価の手法についての検討・実践)

成果

実践を踏まえて、新たな職域・働き方に求められる資質・能力、その力を育成するための指導法、実習事例などをまとめ、他自治体に共有する。



対象校種 特別支援学校(高等部)

委託先 教育委員会

箇所数、単価、期間 3箇所、300万円/箇所、2年

委託対象経費 研究事業の実施に必要な経費 (謝金、委員等旅費、人件費、消耗品費等)

3. 文部科学省著作教科書のデジタル化に求められる機能の研究

20百万円

文部科学省著作教科書（特別支援学校用）について、障害の特性に応じた効果的な指導に求められる機能を踏まえたデジタル化を試行し、課題等を抽出する。

○知的障害（国語、算数・数学、音楽）

○聴覚障害（言語指導・言語）

紙の教科書

デジタル化



委託先 民間団体

箇所数、単価、期間
4箇所、500万円/箇所、1年

委託対象経費
研究事業の実施に必要な経費（人件費、委員等旅費、謝金等）

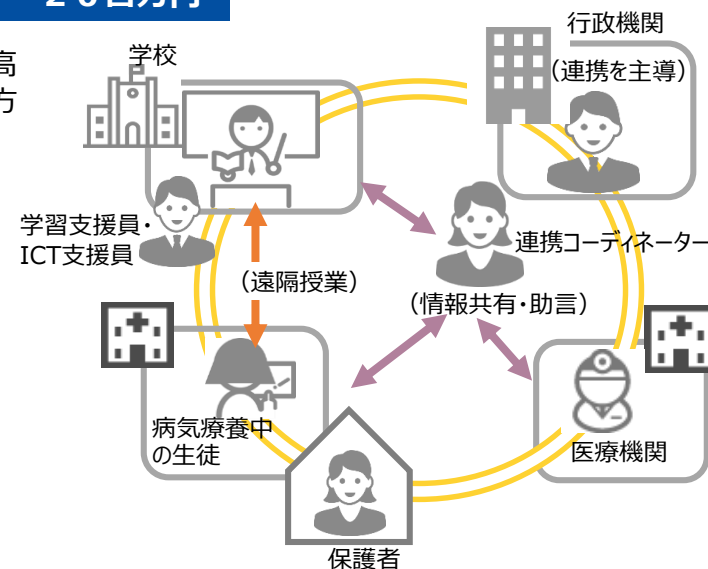
4. 高等学校段階の病気療養中等の生徒に対するICTを活用した遠隔教育の調査研究事業

20百万円

小・中学校の義務教育段階に比べ、これまで十分な教育機会の確保や復学支援がなされてこなかった、高等学校段階における病気療養中等の生徒（※）に対する、ICTを活用した効果的な遠隔教育の活用方法等の研究を実施。

※ 長期入院又は入院を繰り返す生徒、退院後も引き続き治療継続のため通学が困難で自宅療養をせざるを得ない生徒等

- ① 病気療養中の生徒の教育機会や復学支援に関する実態調査（ICT機器の整備状況、通信環境等）
- ② 保護者・医療機関・教育機関等の連携による遠隔教育の教育環境整備に関する研究
- ③ 遠隔教育時の教師の派遣や学習支援員の配置等による遠隔教育の効果的な活用方法に関する研究
- ④ 学習状況の確認方法、単位認定及び評価等に関する研究



成果 → 調査研究事業の実績を踏まえ、優良事例集やマニュアルを作成し、他自治体に周知する。

対象校種
高等学校、特別支援学校(高等部)

委託先
教育委員会

箇所数、単価、期間
5箇所、400万円/箇所、2年

委託対象経費
研究事業の実施に必要な経費（謝金、委員等旅費、消耗品費等）

切れ目ない支援体制整備充実事業

令和3年度要求・要望額 25億円
(前年度予算額 19億円)



文部科学省

I 特別な支援を必要とする子供への就学前から学齢期、社会参加までの切れ目ない支援体制整備

特別な支援が必要な子供が就学前から社会参加まで切れ目なく支援を受けられる体制の整備を行う自治体等のスタートアップ※1を支援

1. 連携体制を整備

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携体制を整備
⇒ 組織検討委員会(仮称)を設置したり、先進地を視察するなど

2. 個別の教育支援計画等の活用

就学・進級・進学・就労に、個別の教育支援計画等が有効に活用される仕組みづくり
⇒ 個別の教育支援計画等を引き継がれるネットワークシステムの構築

3. 連携支援コーディネーターの配置

教育委員会・学校と福祉部局や関係機関の連携を促進
⇒ 早期支援、発達障害支援、学校・病院連携、合理的配慮、就労支援

4. 普及啓発

市民や他の自治体への普及啓発

※1 交付初年度から3年を限りとする。

【参考】共生社会の形成に向けたインクルーシブ教育システム構築のための特別支援教育の推進（報告）平成24年7月23日中央教育審議会初等中等教育分科会

○ インクルーシブ教育システムを構築する上では、医療、保健、福祉、労働等の関係機関等との適切な連携が重要である。このためには、関係行政機関等の相互連携の下で、広域的な地域支援のための有機的なネットワークが形成されることが有効であり、既に各都道府県レベルでは、県全域を見通した「広域 特別支援連携協議会」が設けられるとともに、「障害保健福祉圏域」や教育事務所単位での支援地域の設定などが行われている。それら支援地域内の有機的なネットワークを十分機能させるためには、保護者支援を行うこと、連絡協議会を設置すること、個別の教育支援計画を相互に連携して作成・活用することが重要である。

○ インクルーシブ教育システムの構築に当たり、障害のある子どもの地域における生活を支援する観点から、地域における社会福祉施策や障害者雇用施策と特別支援教育との一層の連携強化に取り組む必要がある。また、卒業後の就労・自立・社会参加も含めた共生社会の構築を考える必要がある。

II 医療的ケアのための看護師、外部専門家の配置

学校における医療的ケアの環境整備の充実を図るため、自治体等による**看護師配置**※2を支援 2,100人⇒2,400人【拡充】

【参考】学校における医療的ケアの今後の対応について（初等中等教育局長通知）

学校で医療的ケアを行う場合には、教育委員会において、看護師等を十分確保し、継続して安定的に勤務できる体制を整備するとともに、各学校に医療的ケア児の状態に応じた看護師等の適切な配置を行うこと。

※2 校外学習や登下校時の送迎車両に同乗する看護師の配置を含む。

個別の指導計画の作成や実際の指導に当たって、障害の状態等に応じて必要となる、**専門の医師や理学療法士、作業療法士、言語聴覚士などの専門家配置**を支援 348人

【参考】特別支援学校幼稚部教育要領、小学部・中学部・高等部学習指導要領

第7章 自立活動 第3 個別の指導計画の作成と内容の取扱い
児童又は生徒の障害の状態等により、必要に応じて、専門の医師及びその他の専門家の指導・助言を求めるとして、適切な指導ができるようにするものとする。

対象校種 幼稚園、小学校、中学校、義務教育学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校

実施主体 都道府県、市区町村
特別支援学校等を設置する学校法人

補助対象経費 人件費、会議費など

補助割合 国 1/3
都道府県・市区町村・学校法人 2/3

学校における医療的ケア実施体制充実事業

令和3年度要求・要望額 0.4億円
(前年度予算額 0.3億円)



I 小・中学校等における医療的ケア児の受入れ・支援体制の在り方に関する調査研究

医学の進歩を背景として、NICU（新生児集中治療室）等に長期入院した後に、引き続き、人工呼吸器を使用したり、たんの吸引や経管栄養などの医療的ケアが日常的に必要な子供（以下「医療的ケア児」という。）が増加傾向にある。こうした傾向は特別支援学校のみならず、地域の小・中学校でも見られるようになってきた。

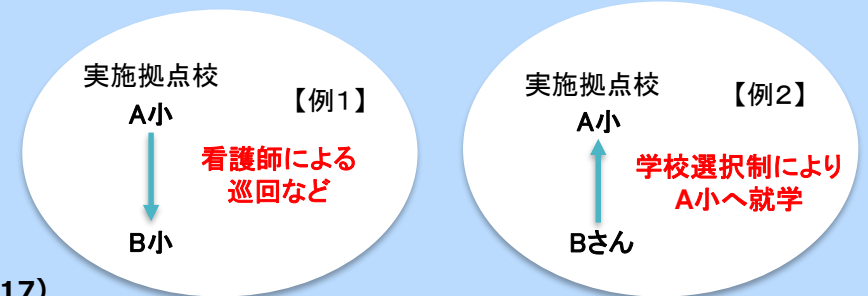
医療的ケア児が増加傾向にあることを踏まえ、中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小・中学校等で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方を調査研究

【参考1】過去5年間の医療的ケア児の推移

(公立特別支援学校) H27 : 8,143人 ⇒ R1:8,377人 (234人増)
(公立小・中学校) H27 : 839人 ⇒ R1 : 1,146人 (307人増)

【参考2】新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議「これまでの議論の整理」(R2.7.17)

医療的ケアを必要とする子供が増加傾向にあることを踏まえ、例えば、中学校区に医療的ケアの実施拠点校を設けるなどして、地域の小中学校で医療的ケア児を受け入れ、支える体制の在り方について早急に検討する必要がある。



II 医療的ケアのための看護師に対する研修機会の確保

看護師は医療現場で働くことを前提としたトレーニングを受けていることから、学校現場での立ち位置や専門性に戸惑うことが多く、早期離職の原因の一つとなり、人材確保が課題となっている。また、学校配置の看護師の専門性の向上を図るため、最新の医療や看護技術、医療機器に関する知識や技能を得るための実践的・臨床的な研修を受ける機会を確保する必要がある。

医療的ケアのための看護師に対する系統的な研修体制の整備 ⇒ ①導入・基礎知識の習得、②より実践的な知識・技術の習得

対象校種	I 公立の小・中学校等 II 幼稚園、小・中高等学校、特別支援学校等	委託先	I 小・中学校等の設置者である市町村等 II 法人格を有する団体
箇所数 単価 期間	I 5箇所 500万円/箇所 3年 II ① 1箇所 1,000万円/箇所 1年 II ② 1箇所 500万円/箇所 1年	委託対象経費	人件費、会議費、研修費など

特別支援学校スクールバス感染症対策支援事業

令和3年度要求・要望額 53億円
(前年度補正予算額 20億円)



背景・課題

新型コロナウイルス感染症の感染拡大により、3つの密を避ける行動が求められているが、特別支援学校のスクールバスにおいては、幼児児童生徒の安全上の観点から換気が行われにくく、長時間3密となる恐れがあり、また、重症化リスクの高い医療的ケア児等が乗車している場合があるなど、スクールバスでの感染リスクの低減を図るため、対策を講じる必要がある。

令和2年度補正予算において、学校設置者が感染リスクの低減を図るため、スクールバスの少人数化を図る取組等を支援

学校における新型コロナウイルス感染症対策が長期化することが想定される中、各学校における感染及びその拡大リスクを低減させながら、子供の学びを保障することが重要であり、**引き続き、令和3年度においても、特別支援学校のスクールバスの感染リスクの低減を図る取組に対して支援を行うことが必要**である。

事業内容

学校設置者が、スクールバスにおける感染リスクの低減を図るため、以下の取組を実施する場合、その経費に対し支援を行う。

(1) スクールバスに乗車する幼児児童生徒の少人数化を図る取組

分散登校に伴うスクールバスの運行回数の増や、運行台数の増、タクシーによる運行委託 など

(2) スクールバスに乗車する医療的ケア児等の罹患を防ぐための取組

重症化リスクの高い医療的ケア児等に対し、スクールバスの代わりとして福祉タクシー等で通学を行う



対象
校種

国公立の特別支援学校

実施
主体

特別支援学校を設置する都道府県、市町村
(特別区を含む)、国立大学法人、学校法人

補助対象
経費

スクールバスやタクシーの運行にかかる委託料
運転手、介助員の報酬 等

補助
割合

国 1/2 (国立分は10/10)
都道府県・市町村・学校法人 1/2

特別支援教育就学奨励費（負担金・補助金・交付金）

令和3年度要求・要望額 137億円
 （前年度予算額 124億円）



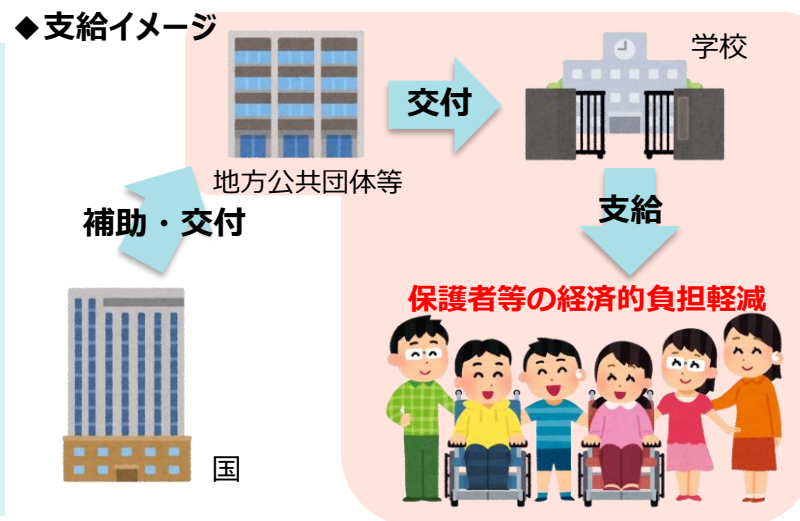
背景・現状

「特別支援学校への就学奨励に関する法律」（以下、「就学奨励法」）では、国及び地方公共団体が、特別支援学校に就学する児童生徒に対し、必要な援助を行うことが定められており、その趣旨を踏まえ、現在、特別支援学校及び小中学校の特別支援学級等に就学する幼児児童生徒に対する支援を行っている。

事業内容

就学奨励法及び予算に基づき、特別支援学校等へ就学する幼児児童生徒の保護者等の経済的負担を軽減するため、保護者等の経済状況に応じ、その就学に要する経費の支援を行う。

- R3要求における制度の拡充
 - ・新入学児童生徒学用品・通学用品購入費の限度額引上げ（最大、特別支援学校小学部のI区分で22,890円の引上げ）
 - ・オンライン学習通信費の対象拡充（要保護世帯 → I区分全体）



支援対象

国公立の特別支援学校に就学する幼児児童生徒
 国公立の小中学校の特別支援学級に就学、若しくは、通常の学級に就学する学校教育法施行令第22条の3に規定する障害の程度に該当する児童生徒

補助対象費目

教科用図書購入費、学校給食費、通学又は帰省に要する交通費、寄宿舍居住に伴う経費、修学旅行費、学用品購入費 等

実施主体

国（国立大学法人）
 都道府県・市町村（特別区含む）

負担割合

国 1/2（国立分は10/10）
 都道府県・市町村 1/2

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する支援事業

令和3年度要求・要望額 0.5億円
(前年度予算額 1.3億円)



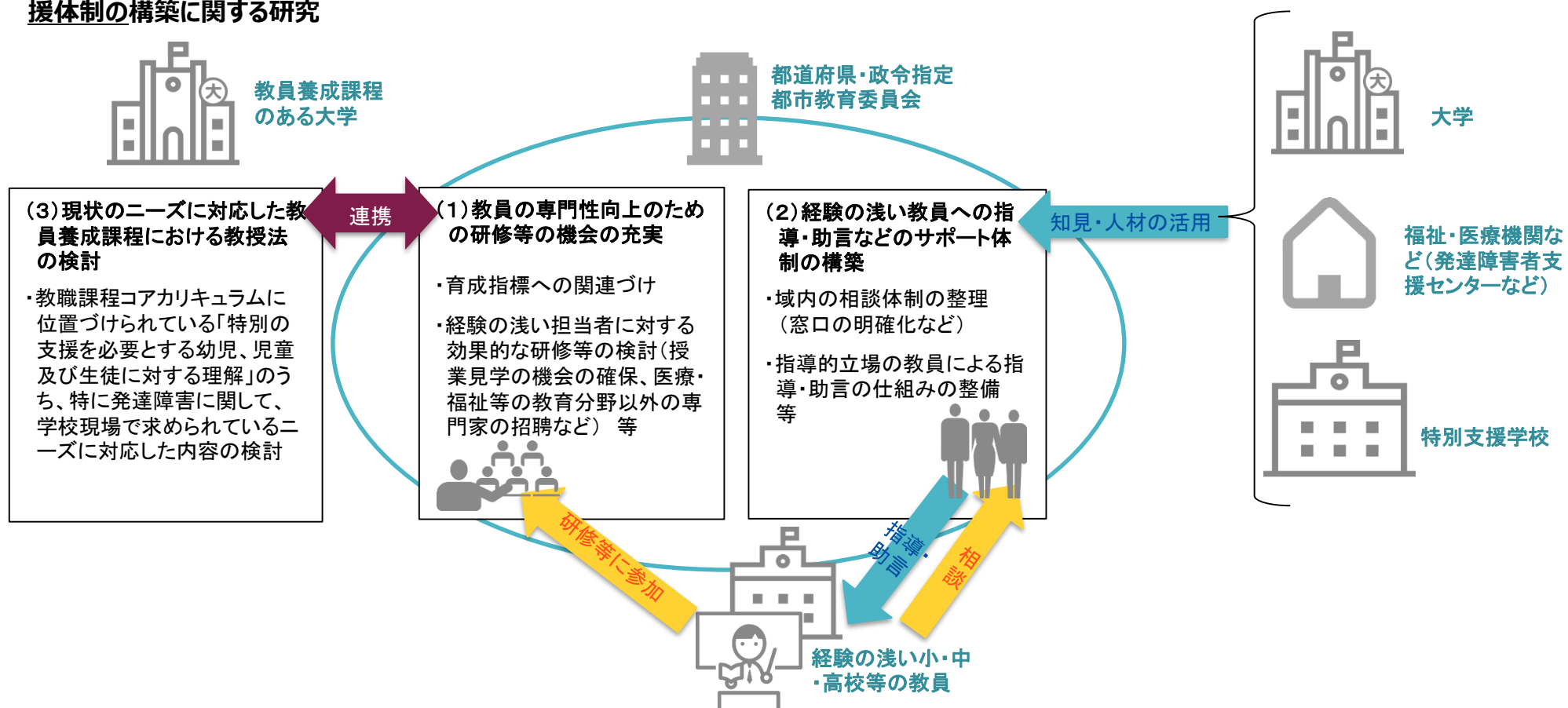
文部科学省

背景 発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導については教員の専門性の向上が喫緊の課題となっている。学校組織の中で経験豊富な教員から若手教員へ知識等を伝達していく環境、及び、市町村教育委員会における知見が、必ずしも十分ではないことも踏まえると、特に、指導経験が浅く、十分な知識や技術のない教員に対する支援体制の構築が必要となっている。

経験の浅い教員の専門性向上に係る支援体制等構築研究事業

44百万円

発達障害の可能性のある児童生徒等に対する指導経験の浅い教員（通常の学級や通級による指導等の担当）の専門性向上に係る支援体制の構築に関する研究



対象校種	小、中、高等学校	委託先	都道府県・指定都市教育委員会	箇所数、単価、期間	7箇所、620万円/箇所、3年(令和2年度より)	委託対象経費	研究事業の実施に必要な経費(謝金、委員等旅費、消耗品費等)
------	----------	-----	----------------	-----------	--------------------------	--------	-------------------------------

保健、医療、福祉と連携した 聴覚障害のある乳幼児に対する教育相談充実事業

令和3年度要求・要望額 0.1億円
(前年度予算額 0.2億円)

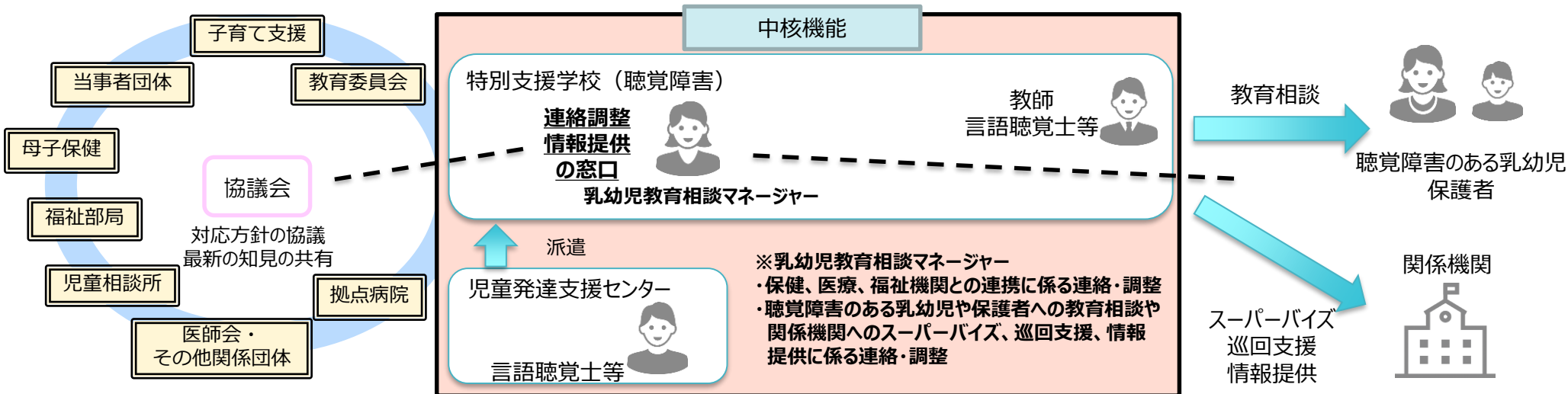


背景説明

聴覚障害児には早期からの支援が必要であるが、現状は身近な地域での就学前の療育の場が少なく、また地域格差も見られる。現在も聴覚障害を対象とする特別支援学校においては、地域の聴覚障害児やその保護者に対して教育相談を行っているが、保健、医療、福祉など厚生労働行政と連携して最新の知見を得るとともに、学校内の教育相談に係る体制を強化することにより、さらに充実することが求められている。

事業内容

- 特別支援学校（聴覚障害）における乳幼児教育相談の拡充
 - ・保健、医療、福祉機関など、厚生労働行政との連携により得られた最新の知見に基づく教育相談の実践
 - ・教育相談を行うための学校内の体制強化（乳幼児教育相談マネージャーの配置）
- 乳幼児教育相談に係るモデルの普及（国）



対象
校種

公立の特別支援学校（聴覚障害）

委託先

都道府県等教育委員会

箇所数
単価
期間

4箇所
248万円/箇所
1年

委託
対象経費

事業実施に必要な経費
(謝金、旅費、消耗品費等)

1 趣旨

近年、特別支援学校に在籍する子供たちの数が増加傾向にあるとともに、重複障害者の割合も増加傾向にあり、例えば、他の障害に自閉症を併せ有する者や視覚と聴覚の障害を併せ有する者など、多様な障害の種類や状態等に応じた指導がより強く求められるようになってきている。

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、調査・研究を行い、特別支援教育の質の向上を図るべく、特別支援教育に関する実践研究充実事業を実施する。

2 内容

○政策課題対応型調査研究

新特別支援学校学習指導要領等の円滑な実施や特別支援教育の推進において、政策上の課題となっている事項について、実態の調査・分析を行い、その成果を全国に普及するとともに、政策立案等に活用する。

【課題例】

①特別支援学校教諭の養成課程

特別支援学校教諭の養成課程の現状と課題を調査・分析し、今後の望ましい養成課程の在り方について検討を行い、特別支援学校教諭の養成課程のコアカリキュラムの作成を行う。

②知的障害者に対する通級による指導

知的障害のある児童生徒に対する通級による指導の有効性について調査、研究を行う。

③その他政策上の課題の改善のための調査研究

指導事例が蓄積されにくい盲ろう児に対する指導の充実のために必要な取組の検討など、政策上の課題となっている事項の改善のために調査研究を行う。

対象
校種

②国公立の小学校・中学校

委託先

大学等研究機関、民間団体、都道府県等教育委員会等

箇所数
単価
期間

3箇所
900万円/箇所
1年

委託
対象経費

研究開発に必要な経費
(人件費、旅費、謝金、消耗品費等)

3. 特別支援教育の諸課題について

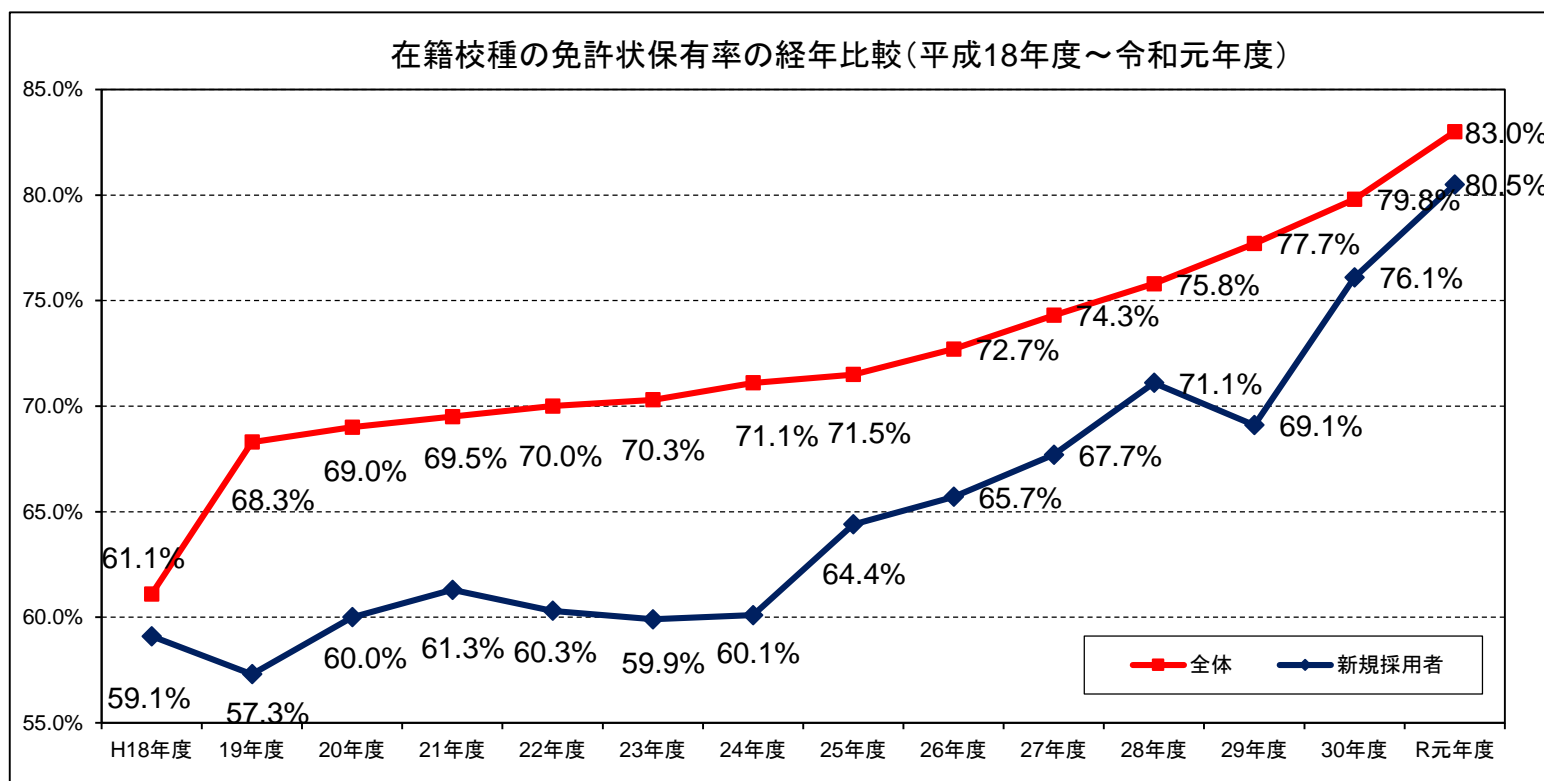
(1) 教員の専門性の向上

特別支援学校の教員の免許状の保有率の向上に向けて

(特別支援学校における在籍校種の免許状保有率の経年比較)

○免許状保有率:83.0%(令和元年度) ⇒ 本来保有すべきもの
 ※教育職員免許法附則第15項(「当分の間」保有を要しないとする経過措置規定)

- ・特別支援学校全体の免許状保有率、新規採用者の保有率は上昇傾向
- ・通知により、免許状取得に向けた年次計画の策定等を指示



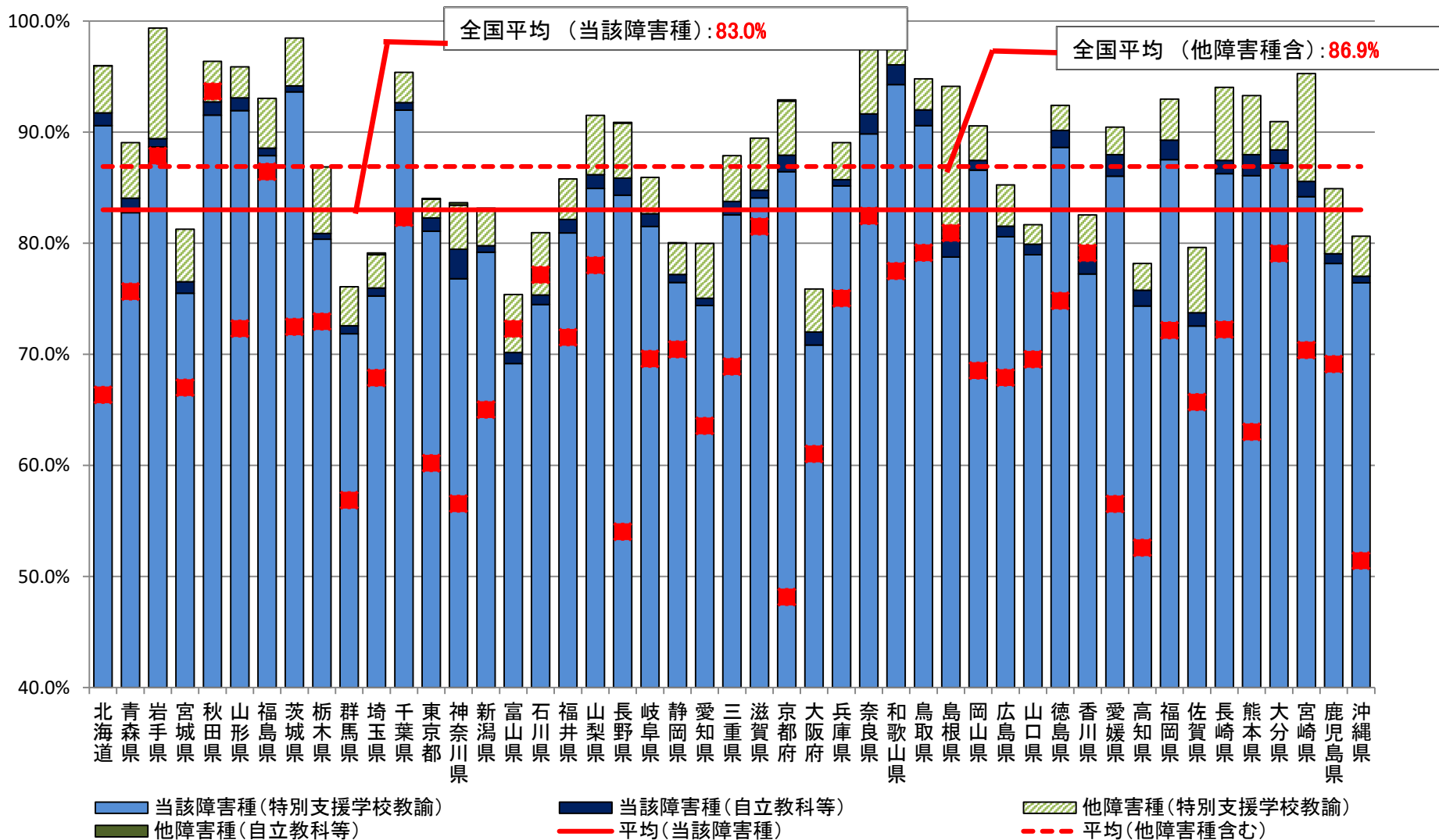
※平成18年度の全体及び新規採用者の数値は、在籍校種の免許状保有者の割合を示す。

平成19年度～29年度は、いずれの数値も「当該障害種の免許状保有者」と「自立教科等の免許状保有者(当該障害種)」を合わせた割合を示す。

※特別支援学級(小・中学校)担当教員で、小・中学校教諭免許状に加え、特別支援学校教諭免許状を保有している割合:30.9%

特別支援学校教諭免許状の保有状況について

公立学校における特別支援学校教諭等免許状の都道府県別状況



※調査結果の詳細は、http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/1343899.htm を参照

※「■」は、平成19年度における当該障害種の免許状保有率

- 特別支援学校教諭等免許状を保有していない者の特定方法
 - ・学校において年度当初、管理職が職員から免許状の原本の提示を受け、確認している。
 - ・教育委員会において人事給与システムに登録されたデータで把握している。
 - ・教育委員会において各学校に免許保有率向上に向けた年次計画の作成を求め、3月に結果の報告を受けている。
 - ・教育委員会や学校において、各教員が特別支援学校教諭免許状を保有しているかどうかのみならず、免許状取得に向けた取得単位数を欄ごとに把握している。
- 免許法認定講習の受講促進の方法
 - ・教育委員会から免許取得の促進についての文書やリーフレットを各学校に配布している。
 - ・管理職から個々の教員に対し、面談で声かけをしている。
 - ・未取得者に単位取得計画を提出させ、管理職がその計画の進捗状況を確認している。
 - ・管理職に対しては校長会や教頭会、学校訪問の場で認定講習の情報提供をしている。
 - ・校長会において、各学校の免許状の保有率が相互に分かるようにしている。
 - ・学校評価の評価項目に免許状の保有率を位置づけ、数値目標を設定している。

※特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換（令和元年10月）より

●免許法認定講習の開講数の拡充

【講師や会場確保の工夫】

- ・県内だけでなく県外からも講師を確保している。
- ・教育委員会として大学に講習講座を開設するよう働きかけている。
- ・過去に大幅な定員超過が見られた科目について、講座数を増やしたり、広い会場を使って定員を拡大したりしている。
- ・保有率の低い「視覚障害教育・聴覚障害教育」に関する講習を毎年開催するようにしている。

【開講時期の工夫】

- ・夏季休業期間だけでなく冬期休業期間中も開講している。
- ・県教育委員会の認定講習は夏季休業中に開催し、大学の講座は秋頃に開催してもらい、受講者がいずれの講座も受講できるようにしている。
- ・教育委員会の認定講習と大学の講座を交互に行うなど、必要な単位を1年間で取得できるよう講習の内容を調整している。

※特別支援学校教諭等免許状保有率向上に関する意見交換（令和元年10月）より

これからの学校教育を担う教員の資質能力の向上について

(平成27年12月中央教育審議会答申)

- 教職課程の科目区分の大括り化
- 新たな教育課題等に対応するための履修内容の充実
- 教職課程コアカリキュラムの作成

特別支援教育に関する記述—抜粋—

4. 改革の具体的な方向性

(4) 新たな教育課題に対応した教員研修・育成

- ・ **発達障害を含む特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒に関する理論及びその指導法は、学校種によらず広く重要**となってきたことから、**教職課程において独立した科目として位置付け**、より充実した内容で取り扱われるようにすべきである。また、上記科目のみならず、各教科の指導法や生徒指導、教育相談をはじめとした他の教職課程の科目においても、特別な支援を必要とする幼児、児童、生徒への配慮等の視点を盛り込むことが望まれる。

関係法令等の整備

- 教育職員免許法の改正（平成28年11月）
- 教育職員免許法施行規則の改正（平成29年11月）
- 教職課程コアカリキュラム、
外国語（英語）コアカリキュラムの作成（平成29年11月）
- 全大学の教職課程の審査・認定（平成30年度）

令和元年度～ 新しい教職課程の実施

「特別の支援を必要とする幼児、児童及び生徒に対する理解」が、1単位以上必修

(2) 特別支援学校学習指導要領等の改訂

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント①

1. 今回の改訂の基本的な考え方

- 社会に開かれた教育課程の実現、育成を目指す資質・能力、主体的・対話的で深い学びの実現に向けた授業改善、各学校におけるカリキュラム・マネジメントの確立など、初等中等教育全体の改善・充実の方向性を重視。
- 障害のある子供たちの学びの場の柔軟な選択を踏まえ、幼稚園、小・中・高等学校の教育課程との連続性を重視。
- 障害の重度・重複化、多様化への対応と卒業後の自立と社会参加に向けた充実。

2. 教育内容等の主な改善事項

学びの連続性を重視した対応

- 「重複障害者等に関する教育課程の取扱い※」について、子供たちの学びの連続性を確保する視点から、基本的な考え方を規定。
※当該学年の各教科及び外国語活動の目標及び内容に関する事項の一部を取り扱わないことができることや、各教科及び道徳科の目標及び内容に関する事項を前各学年の目標及び内容に替えたりすることができるなどの規定。
- 知的障害者である子供のための各教科等の目標や内容について、育成を目指す資質・能力の三つの柱に基づき整理。その際、各部や各段階、幼稚園や小・中・高等学校とのつながりに留意し、次の点を充実。
 - 中学部に二つの段階を新設、小・中・高等部の各段階に目標を設定、段階ごとの内容を充実
 - 小学部の教育課程に外国語活動を設けることができることを規定
 - 知的障害の程度や学習状況等の個人差が大きいことを踏まえ、特に必要がある場合には、個別の指導計画に基づき、相当する学校段階までの学習指導要領の各教科の目標及び内容を参考に指導ができるよう規定

特別支援学校学習指導要領等の改訂のポイント②

一人一人に応じた指導の充実

- 視覚障害者、聴覚障害者、肢体不自由者及び病弱者である子供に対する教育を行う特別支援学校において、子供の障害の状態や特性等を十分考慮し、育成を目指す資質・能力を育むため、障害の特性等に応じた指導上の配慮を充実するとともに、コンピュータ等の情報機器（ICT機器）の活用等について規定。
 - 【視覚障害】 空間や時間の概念形成の充実
 - 【聴覚障害】 音声、文字、手話、指文字等を活用した意思の相互伝達の充実
 - 【肢体不自由】 体験的な活動を通じた的確な言語概念等の形成
 - 【病弱】 間接体験、疑似体験等を取り入れた指導方法の工夫
- 発達障害を含む多様な障害に応じた指導を充実するため、自立活動の内容として、「障害の特性の理解と生活環境の調整に関すること」などを規定。

自立と社会参加に向けた教育の充実

- 卒業後の視点を大切にしたカリキュラム・マネジメントを計画的・組織的に行うことを規定。
- 幼稚部、小学部、中学部段階からのキャリア教育の充実を図ることを規定。
- 生涯学習への意欲を高めることや、生涯を通じてスポーツや文化芸術活動に親しみ、豊かな生活を営むことができるよう配慮することを規定。
- 障害のない子供との交流及び共同学習を充実（心のバリアフリーのための交流及び共同学習）
- 知的障害者である子供のための各教科の内容を充実
（例）小・中学部
日常生活に必要な国語の特徴や使い方〔国語〕、数学を学習や生活で生かすこと〔算数、数学〕、身近な生活に関する制度〔社会〕、働くことの意義、消費生活と環境〔職業・家庭〕など

実施スケジュール

- ・ 幼稚部：2018年度、小学部：2020年度、中学部：2021年度、高等部：2022年度入学者から実施

(3) 通級による指導の充実について

通級による指導

○通常の学級に在籍し、通常の学級での学習におおむね参加でき、一部特別な指導を必要とする児童生徒に対して、障害に応じた特別の指導を行う指導形態。（平成5年度から小中学校で制度化、平成30年に高等学校に拡大）

・実施形態：自校通級、他校通級、巡回指導

・対象障害種：言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害（LD）、注意欠陥多動性障害（ADHD）、肢体不自由、病弱・身体虚弱

目標（自立活動の指導）

◆個々の幼児児童生徒が自立を目指し、障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するために必要な知識、技能、態度及び習慣を養い、もって心身の調和的発達の基盤を培う。

障害による困難さの改善・克服に係る指導内容の一例

発音の困難さ	読みの困難さ	筆記の困難さ
口や舌の体操等を通して自分の発音を意識して明瞭に話せるように指導	カード等を用いて、文字や単語、文を流暢に読めるように指導	筆記に必要な手指や肘などの身体の動きや姿勢を安定させるように指導

文部科学省の取組

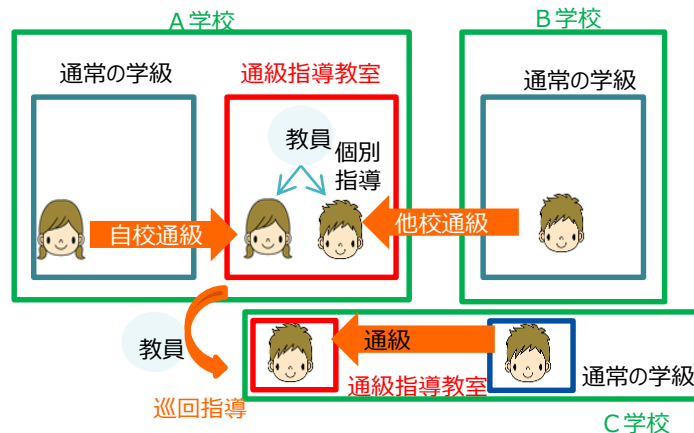
◆教職員定数の改善

- ・公立小・中学校における基礎定数化（H29年度より10年間で13人に1人）
- ・公立高等学校における加配定数措置（R2年度：207人分の経費を地方財政措置）

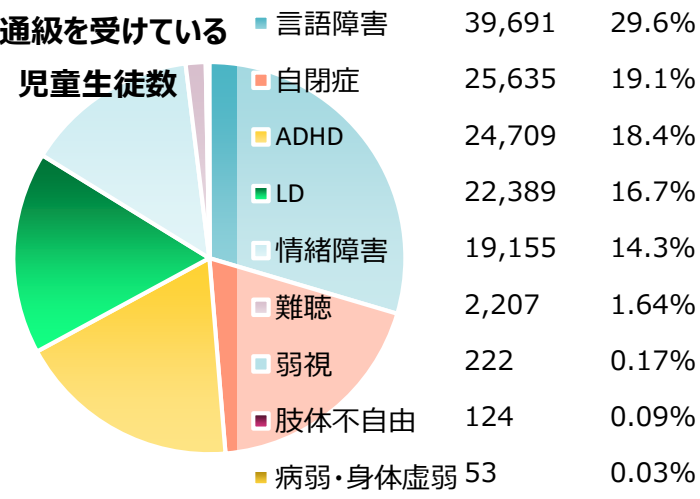
◆研修や指導の充実

- ・(独) 国立特別支援教育総合研究所における指導的立場の教員を対象とした研修等
- ・発達障害に関する通級の研修体制や指導法に関する調査研究事業（R2年度：高等学校における発達障害に関する通級による指導の研究事業）
- ・「改訂第3版 障害に応じた通級による指導の手引き 解説とQ&A」を作成
- ・「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

●通級による指導の実施形態



●通級を受けている



※令和元年通級による指導実施状況調査から

高等学校における障害に応じた通級による指導の制度化の概要

- 中学校において通級による指導を受けている生徒数は年々増加（H5：296人→H29:11,950人（40倍））しているが、障害のある生徒の中学校卒業後の進路は、主として高等学校又は特別支援学校高等部となっている。
- 障害者権利条約等の理念を踏まえ、高等学校においても適切に特別支援教育が実施されるよう、多様な学びの場の整備が求められている。
- このような状況を踏まえ、小・中学校等からの学びの連続性を一層確保しつつ、生徒一人一人の教育的ニーズに即した適切な指導及び必要な支援を提供する観点から、平成30年度より、高等学校においても、いわゆる「通級による指導」（大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける指導形態）を実施できることとした。

制度の概要

高等学校で障害に応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、特別の教育課程によることができ、障害に応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。

【対象障害種】

言語障害、自閉症、情緒障害、弱視、難聴、学習障害(LD)、注意欠陥多動性障害(ADHD)、肢体不自由、病弱・身体虚弱

【実施形態】

- 自校通級（児童生徒が在籍する学校において指導を受ける）
- 他校通級（他の学校に通級し、指導を受ける）
- 巡回指導（通級による指導の担当教師が該当する生徒のいる学校に赴き指導を行う）

【授業時間数】

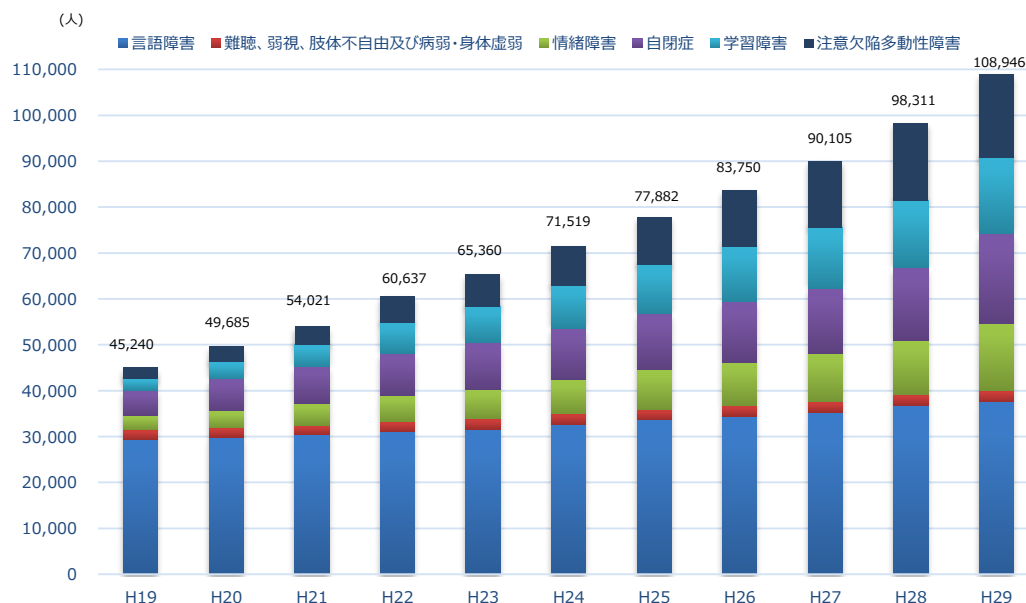
年間7単位を越えない範囲で卒業認定単位に含めることが可能

【高等学校における通級による指導の実施状況】

2018年度 45都道府県において実施

2019年度 47都道府県において実施

【参考：義務教育段階の通級による指導を受けている児童生徒数の推移(各年度5月1日現在)】



文部科学省の取組

- ◆ 公立高等学校における通級による指導のための加配定数措置（2020年度：207人分の経費を地方財政措置）
- ◆ 発達障害に関する通級による指導の担当教師に対する研修体制や必要な指導方法に関する調査研究を実施
- ◆ (独) 国立特別支援教育総合研究所において、各都道府県等の指導的立場にある教職員等を対象とした研修を実施
- ◆ 「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」を作成

「初めて通級による指導を担当する教師のためのガイド」

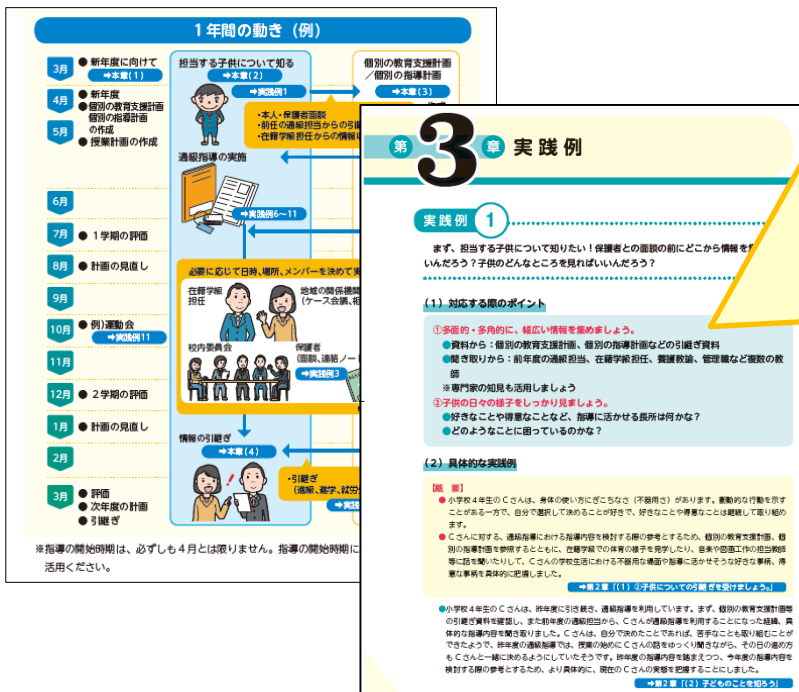
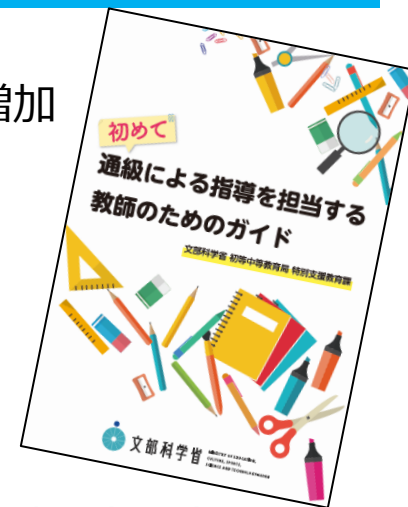
【経緯】

「通級による指導」※を受ける児童生徒数は年々増加している状況であり、児童生徒数の増加に対応した教師の質の担保が喫緊の課題となっています。

※学校教育法施行規則第140条に基づく、通常の学級に在籍する障害のある児童生徒が、各教科等の大部分の授業を通常の学級で受けながら、一部の授業について、障害に応じた特別の指導を特別な場で受ける教育形態。（小・中学校はH5年度、高校はH30年度から制度化）

文部科学省では、「通級による指導のガイドの作成に関する検討会議」（H31.2～R2.3）における検討を踏まえ、**初めて担当する教師にとって分かりやすく、手に取りたいと思うガイド**を目指し、標記のガイドを作成しました。

文部科学省のHPで公開しています。📄 <https://www.mext.go.jp/tsukyu-guide/index.html>



- 第1章 通級指導を担当するに当たって
- 第2章 通級指導の1年間の流れ
- 第3章 実践例
- 第4章 知っておきたい基本事項・用語



※ガイドは文科省HPで公開

【作成のポイント】

- 専門用語を避け、平易で簡潔な説明とする。
- イラスト、図を活用。既存の参考資料等をQRコードで紹介。
- 16の実践例を紹介。
- 動画資料（2例）を作成。→



（保護者面談の様子）



（子供の指導の様子）

※ガイドでは、読みやすさの観点から、「通級による指導」を「通級指導」と表記している。

(4) 病氣療養児に対する支援-遠隔教育

小・中学校段階における病気療養児に対する

同時双方向型授業配信を行った場合の指導要録上の出欠の取扱い等について（通知）

平成30年9月に、丹羽文部科学副大臣を主査とする「遠隔教育の推進に向けたタスクフォース」において取りまとめた施策方針を踏まえ、病気療養児（※1）に対する同時双方向型の授業配信について、一定要件の下、指導要録上「出席扱い」とし、評価に反映できることとした。

※1 本取扱いにおける病気療養児に該当するかどうかの判断は、疾病や障害に関する医師等の専門家による診断書等をもとに、年間延べ30日以上欠席ということ参考として、小・中学校等又はその管理機関が行う。

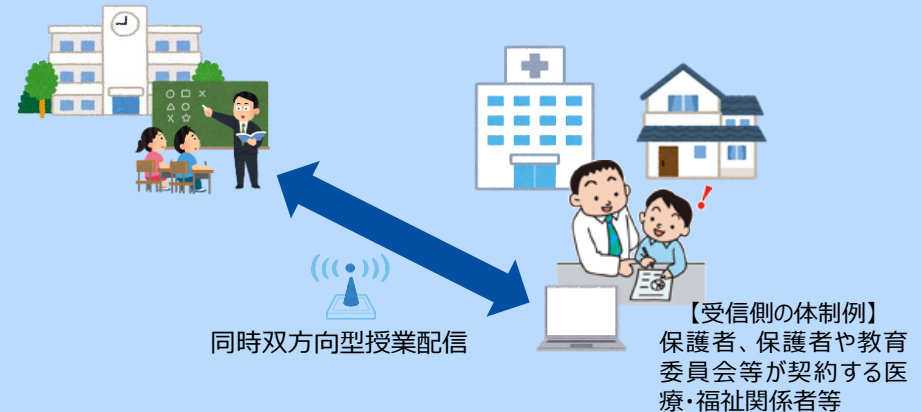
通知概要（平成30年9月20日付け30文科初第837号文部科学省初等中等教育局長通知）

小・中学校等において、病院や自宅等で療養中の病気療養児に対し、インターネット等のメディアを利用してリアルタイムで授業を配信し、同時かつ双方向的にやりとりを行った場合（同時双方向型授業配信）、校長は、**指導要録上出席扱いとすること及びその成果を当該教科等の評価に反映することができる**こととする。

◆留意事項

- 配信の教師は、当該病気療養児が在籍する学校の教師の身分を有する者であり、中学校等においては教科等に応じた相当の免許状を有する者であること
- 受信側は、学校と保護者が連携・協力し、当該児童の体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること
- 同時双方向型授業配信と併せて、教師が定期的に訪問すること等により、病気療養児の学習や生活の状況を把握し、適切な指導や必要な支援を行うことが望ましいこと 等

【病気療養児に対する同時双方向型授業配信のイメージ】



病気療養児に対する遠隔教育の取組事例

病気療養児の教育機会の確保や学習意欲の維持・向上、学習や学校生活に関する不安感が解消されることによる円滑な復学等の効果が見られた

自宅療養中の児童に対する授業配信（※2）



退院後、体調が悪くて登校できない小学校6年生の児童から、テレビ会議システムによる授業配信の要望を受け、在籍校において、板書の見える位置と学級全体の様子が分かる位置にWEBカメラを設置し、1日1時間の授業配信（同時双方向型）を実施した。

病室で療養中の生徒に対する授業配信



グリーンルームで治療中の中学生について、本校教室とグリーンルームをつなぎ、花の分解と観察の授業を実施した。教室の生徒が、教員と同じ手順で花の分解・観察をし、グリーンルームの生徒はその中継を見ながら、担当教員が教科書で補足的に説明しながら学習を進めた。

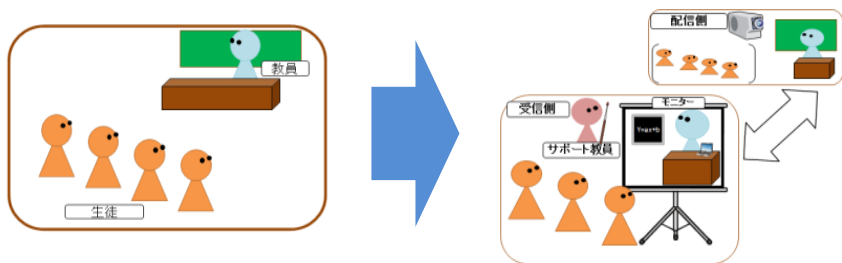
※2 平成29年度入院児童生徒等への教育保障体制整備事業の取組を基に文部科学省において作成。なお、本資料における遠隔教育については、ICT環境を利用した遠隔システムによる授業配信や交流等を指す。

高等学校・特別支援学校高等部における遠隔教育の経緯

平成27年4月、学校教育法施行規則の改正等により、高等学校・特別支援学校高等部の遠隔教育を制度化。

- ① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化 **【全ての高等学校・特別支援学校高等部】**
多様なメディアを高度に利用して、当該授業を行う教室等以外の場所で履修させる授業(メディアを利用して行う授業)を、授業の形態の一つとして、学校教育法施行規則に位置づけ
- ② オンデマンド型教育の特例の創設 **【文部科学大臣の指定を受けた高等学校のみ】**
文部科学大臣の指定を受けた高等学校において、療養中等のために通学し教育を受けることが困難な生徒に対し、特別な教育課程の編成を可能とし、オンデマンド型(一方向・非同期型)の授業も実施できることとする特例制度を創設
- ③ 訪問教育における遠隔教育の導入 **【特別支援学校高等部のみ】**
療養中及び訪問教育の対象である生徒にする「通信により行う教育」の手法として、従来の添削指導及び面接指導に加え、メディア授業(同時双方向型)及びオンデマンド型の授業を新たに追加

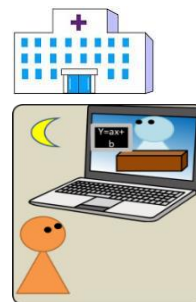
① メディアを利用して行う授業(同時双方向型)の制度化



※全日制・定時制課程における遠隔授業については、担当教諭の指導の下で行う場合を除き、原則認められていなかった

- 74単位のうち、36単位を上限(制定当初)
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- ※ 特別支援学校において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限(制定当初)
- 配信側教員は、担当教科の免許保持者かつ受信側高校に属する教員
※受信側は、原則として当該高校の教員(担当教科外でも可)の立会いの下で実施

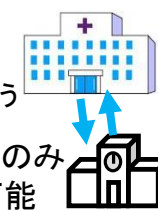
② オンデマンド型教育の特例の創設



- 通信の方法を用いた教育(オンデマンド型を含む)により、36単位を上限(制定当初)として単位認定を行うことが可能
- 対象は、疾病による療養又は障害のため通学して教育を受けることが困難な生徒のみ
※不登校生徒を対象とした既存の特例の対象を拡大するもの

③ 訪問教育における遠隔教育の導入

- 修了要件のうち、1/2未満までを上限(制定当初)
※ただし、科目ごとに、一部、直接対面による授業を行う
- 対象は、療養中及び訪問教育を受ける生徒のみ
- 同時双方向型、オンデマンド型ともに実施可能



※同時双方向型: 学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式
※オンデマンド型: 別の空間・時間で事前に収録された授業を、学校から離れた空間で、インターネット等のメディアを利用して配信を行うことにより、視聴したい時間に受講することが可能な方式

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する、遠隔教育（メディアを利用して行う授業）の要件緩和について

新時代の学びを支える先端技術活用推進方策（最終まとめ）（令和元年6月）

【取り組むべき施策】

高等学校段階の病気療養中等の生徒に対する遠隔教育の要件（**受信側の教員の配置要件**や**単位修得数等の上限**）を緩和。

遠隔教育（メディアを利用して行う授業※）の要件・留意事項

● 対面による授業の実施

教科・科目等の特質に応じ、対面により行う授業を相当の時間数行うこと。

（27年告示第92号）

● 単位修得数等の上限

全課程の修了要件として修得すべき**74単位のうち、36単位を超えないもの**とすること。

※特別支援学校高等部において、修了要件が異なる場合は、その1/2未満までを上限とすること。

（学校教育法施行規則第96条第2項、第135条第2項）

● 受信側の教員配置

原則として当該高等学校等の教員を配置（当該教科の免許保有者以外でも可）

（27年施行通知）

● 配信側の教員配置

高等学校教諭等の身分を有する当該教科の免許保有者

（27年施行通知）

病気療養中等の生徒に対する特例

● 単位修得数等の上限の緩和

令和2年4月、学校教育法施行規則改正

病気療養中等の生徒の教育機会を確保する観点から、**上限を超える単位修得等を認める。**

※訪問教育において、メディアを利用して行う授業を実施する場合も上限を超える単位修得数等を認める。

● 受信側の教員の配置要件の緩和

令和元年11月通知

受信側の病室等に当該高等学校等の教員を配置することは必ずしも要しない。ただし、以下の点に留意すること。

- ◆ 当該高等学校等と保護者が連携・協力し、当該生徒の状態等を踏まえ、**体調の管理や緊急時に適切な対応を行うことができる体制を整えること。**
- ◆ **配信側の教員は、受信側の病室等で当該対応を行う者と連携・協力し、当該生徒の日々の様子及び体調の変化を確認すること。**



※メディアを利用して行う授業：同時双方向型（学校から離れた空間へ、インターネット等のメディアを利用して、リアルタイムで授業配信を行うとともに、質疑応答等の双方向のやりとりを行うことが可能な方式）の授業であって、対面により行う授業に相当する教育効果を有すると認めたもの。

(5) 学校における医療的ケア

医療的ケア児に関わる主治医と学校医との連携

診療情報提供料(I)の見直し

- 主治医と学校医等との連携を推進し、医療的ケア児が安心して安全に学校に通うことができるよう、主治医から学校医等への診療情報提供について新たな評価を行う。

改定後

【診療情報提供料(I)】

(新設)

保険医療機関が、**児童福祉法第56条の6第2項に規定する障害児である患者**について、診療に基づき当該患者又はその家族等の同意を得て、当該患者が通学する学校教育法に規定する**小学校、中学校、義務教育学校、中等教育学校の前期課程又は特別支援学校の小学部若しくは中学部の学校医等**に対して、診療状況を示す文書を添えて、**当該患者が学校生活を送るに当たり必要な情報を提供した場合**に、患者1人につき月1回に限り算定する。

[算定要件]

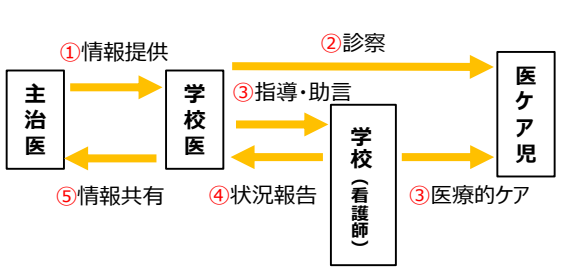
- ・ 当該義務教育諸学校において当該患者が生活するにあたり看護職員が実施する診療の補助に係る行為について、学校医等が指導、助言等を行うに当たり必要な診療情報を提供した場合に算定する。
- ・ 「学校医等」とは、当該義務教育諸学校の学校医又は義務教育諸学校が医療的ケアについて助言や指導を得るために委嘱する医師をいう。
- ・ 当該保険医療機関の主治医と学校医等が同一の場合は算定できない。



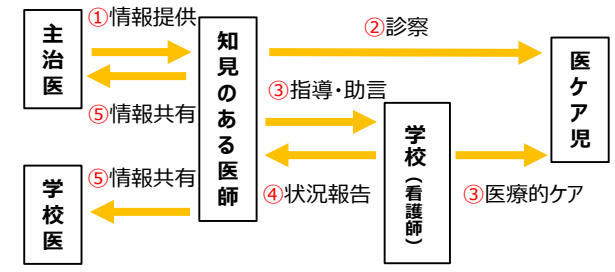
新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議
(文部科学省、令和元年12月2日)より抜粋

(参考)主治医から学校医等への情報提供に基づいた学校における医療的ケアの流れ

●「学校医」が学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合

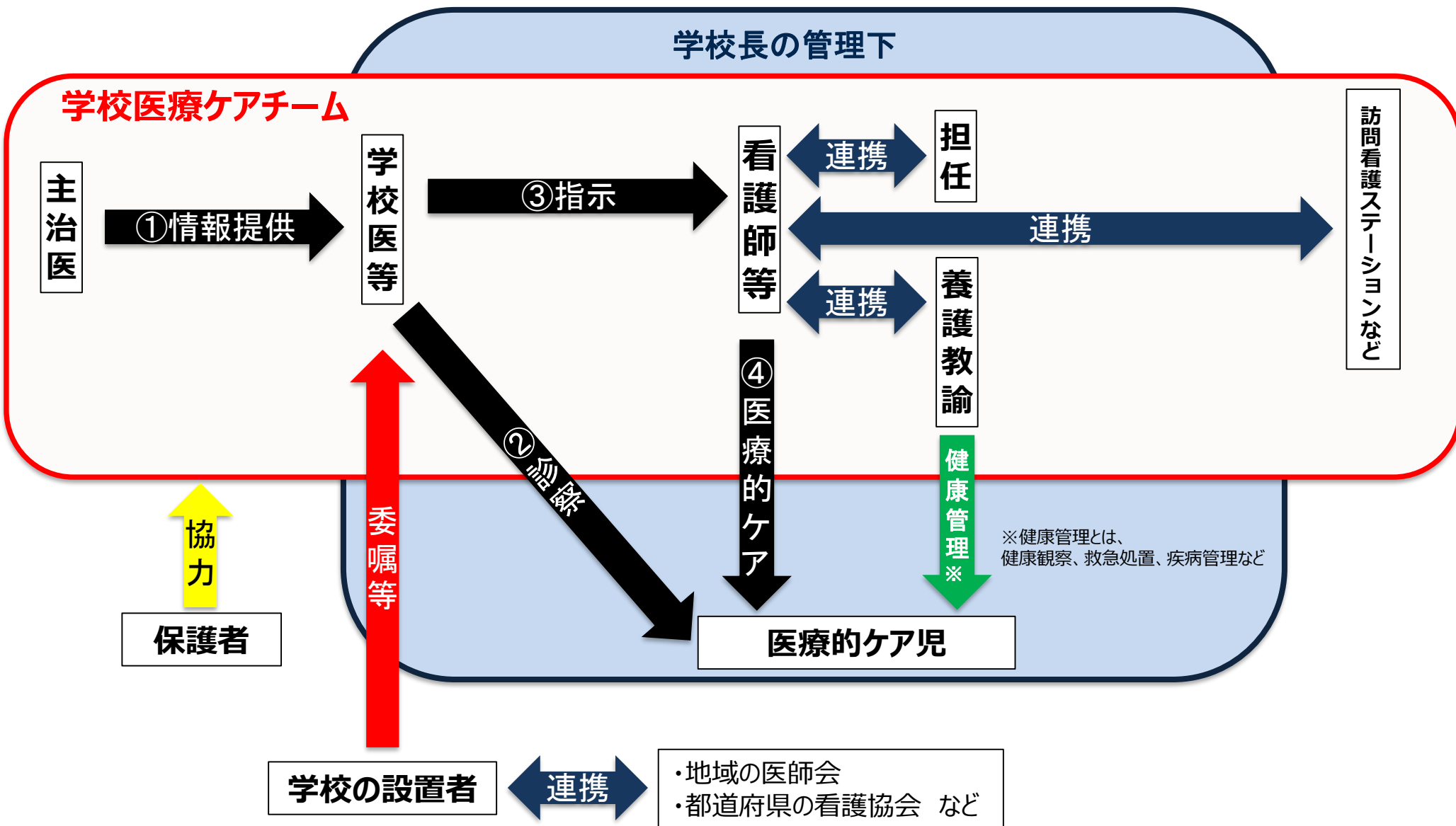


●「学校医」以外の医師が医療的ケアに係る指導・助言を行う場合



- (1) 学校は保護者からの申出を受けて、「学校医」に学校における医療的ケアの実施を相談し、相談結果を踏まえ、「学校医」又は「知見のある医師」に業務（看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言）を委嘱
 - (2) 「学校医」又は「知見のある医師」は「主治医」からの情報提供①を受け、「医ケア児」を診察②し、「主治医」等※と調整を図り、学校における医療的ケアを検討
 - (3) 「学校医」又は「知見のある医師」は看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアを指導・助言③
 - (4) 「学校医」又は「知見のある医師」は看護師からの状況報告④等を踏まえ、「主治医」等※に医ケア児の学校生活上の情報を共有⑤
- ※「知見のある医師」が看護師に対する指示を含む学校における医療的ケアに係る指導・助言を行う場合は、「学校医」にも共有

主治医から学校医等への情報提供に基づく医療的ケアの流れ【イメージ図】



文部科学省【令和2年度関連予算】

(1) 切れ目ない支援体制整備充実事業

- ⇒ 医療的ケアのための看護師配置に係る経費を一部補助 (19億円の内数)
- ※看護師配置に必要な経費を地方財政措置 (38億円の内数)

(2) 学校における医療的ケアに関する研修機会の提供 (29百万円の内数)

- ⇒ 標準的な研修プログラムの開発、教育委員会等による研修会の企画研修

(3) 学校における医療的ケア実施体制構築 (29百万円の内数)

- ⇒ 地域において医療的ケア児に関わる看看連携モデルの創出

(5) 特別支援学校の教室不足の解消

特別支援学校における教室不足の解消について(令和2年1月)

(各都道府県教育委員会施設主管課長及び特別支援教育主管課長宛て、施設助成課及び特別支援教育課長連名通知)

公立特別支援学校における教室不足の現状(令和元年5月1日現在)

- 新設校の設置、校舎の増築、分校・分教室による対応等、教室不足の解消に向け取組みを要請。
 - 増加傾向にある児童生徒数を的確に把握し、解消計画を順次策定・更新するなど、学校現場と調整の上、教育上支障がでないよう適切な対応を依頼。
- (平成26年度に、廃校や余裕教室等を活用した特別支援学校の新設、分校・分教室の整備に係る補助制度を創設。)

番号	都道府県名	不足教室数
1	北海道	112
2	青森県	39
3	岩手県	44
4	宮城県	54
5	秋田県	2
6	山形県	17
7	福島県	55
8	茨城県	105
9	栃木県	114
10	群馬県	29
11	埼玉県	187
12	千葉県	193
13	東京都	206
14	神奈川県	213
15	新潟県	55
16	富山県	4

番号	都道府県名	不足教室数
17	石川県	3
18	福井県	9
19	山梨県	39
20	長野県	44
21	岐阜県	80
22	静岡県	196
23	愛知県	85
24	三重県	80
25	滋賀県	59
26	京都府	23
27	大阪府	35
28	兵庫県	137
29	奈良県	14
30	和歌山県	81
31	鳥取県	13
32	島根県	17

番号	都道府県名	不足教室数
33	岡山県	25
34	広島県	75
35	山口県	75
36	徳島県	25
37	香川県	21
38	愛媛県	35
39	高知県	0
40	福岡県	139
41	佐賀県	23
42	長崎県	3
43	熊本県	243
44	大分県	53
45	宮崎県	41
46	鹿児島県	22
47	沖縄県	38
合計		3,162(※3,430)

(注) 福島県については、東日本大震災の影響により、一部の学校で児童・生徒が県内外の学校等に分散している状況があり、その影響についてもそのまま反映。

※()は平成28年10月1日現在

特別支援学校施設に係る国庫補助制度の概要

1. 新增築事業

○学校建物を新築もしくは増築するもの

公立学校施設整備費負担金（小・中学部）	負担割合	1 / 2※
学校施設環境改善交付金（幼・高等部）	算定割合	1 / 2
※都道府県立の養護特別支援学校	5.	5 / 10
※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部）	5.	5 / 10

2. 改築事業

○構造上危険な状態にある学校建物等を建て直すもの

学校施設環境改善交付金	算定割合	1 / 3※
※離島、奄美の特別支援学校（盲ろう小・中学部）	5.	5 / 10

3. 改修事業

○既存の学校建物の内外装の模様替えや用途変更を行うもの
（老朽施設改造、バリアフリー化、トイレ改造など）

学校施設環境改善交付金	算定割合	1 / 3※
※財政力指数1.00超の地方公共団体は2 / 7		

○既存施設を特別支援学校の用に供するために改修するもの
（余裕教室や廃校等の模様替えなど）

学校施設環境改善交付金	算定割合	1 / 3※
※令和2年度から令和6年度までに限り、算定割合を1 / 2に引上げ		

公立学校施設の整備

令和3年度要求・要望額 1,295億円 + 事項要求
(前年度予算額 695億円、臨時・特別の措置 470億円、補正予算額 57億円)

新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現～令和時代の学校施設のスタンダード～

- ◆ 学校施設は我が国の将来を担う児童生徒の学習・生活の場であり、より良い教育活動を行うためには、その**安全性・機能性の確保は不可欠**。
- ◆ ポストコロナの「新たな日常」の実現に向けて、学校においても**感染症対策と児童生徒の健やかな学びの保障を両立**していくことが必要。

令和時代の学校施設のスタンダード

1 「新しい生活様式」も踏まえ、健やかに学習・生活できる環境の整備

- 空調設置（教室、給食施設）
- トイレの洋式化・乾式化
- 給食施設のドライシステム化

2 個別最適な学びを実現する施設環境の整備

- **バリアフリー化、特別支援学校の整備**
- 一人一台端末環境への対応
- 少人数指導体制への対応 <事項要求>

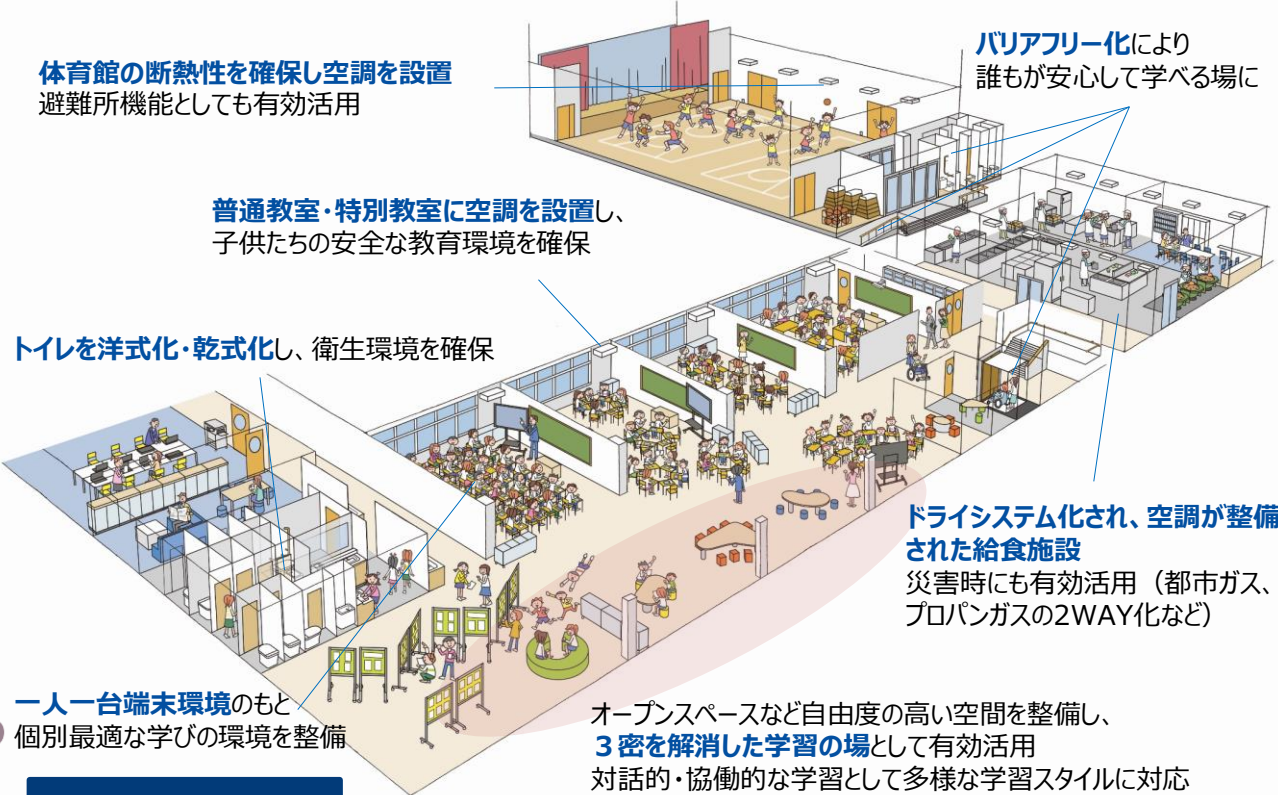
3 多様な学習活動に対応する施設環境の整備

- 施設の複合化・共有化と有効活用
- オープンスペースや少人数学習に対応するための内部改修

防災・減災、国土強靱化 <事項要求>

災害・事故等から子供たちの生命を守る

- 子供たちの生命を守り、地域の避難所となる**安全・安心な教育環境の実現**
(体育館の空調設置、防災機能強化等)
- 計画的・効率的な**長寿命化を図る老朽化対策**
(長寿命化改修へのシフト、公的ストックの最適化)



具体的な支援策

- **制度改正**：複合化施設の一部補助対象化、廃校施設の撤去費補助拡充、バリアフリー化工事への補助拡充、給食施設の空調設置 等
- **単価改定**：対前年度比 +9.1%
- **実践研究**：「新しい時代の学び」対応型学校の先導的モデルの開発支援
- **好事例の横展開**：先進事例の発掘、表彰制度の創設等

< 参考 >

- ・特別支援教育の現状等について
- ・新型コロナウイルスに関する取組事例・通知等

特別支援教育の現状

特別支援教育の現状

障害のある子供に対し、多様な学びの場において、少人数の学級編制、特別の教育課程等による適切な指導及び支援を実施。

	特別支援学校	小・中学校等	
		特別支援学級	通級による指導
概要	障害の程度が比較的重い子供を対象として、専門性の高い教育を実施	障害の種別ごとの学級を編制し、子供一人一人に応じた教育を実施	大部分の授業を在籍する通常の学級で受けながら、一部の時間で障害に応じた特別な指導を実施
対象障害種と人数 (※令和元年度)	視覚障害 (約5,100人) 聴覚障害 (約8,200人) 知的障害 (約132,000人) 肢体不自由 (約31,100人) 病弱・身体虚弱 (約18,900人) ※重複障害の場合はダブルカウントしている 合計：約144,400人 (平成21年度の約 1.2倍)	知的障害 (約129,300人) 肢体不自由 (約4,700人) 病弱・身体虚弱 (約4,000人) 弱視 (約600人) 難聴 (約1,900人) 言語障害 (約1,600人) 自閉症・情緒障害 (約136,000人) 合計：約278,100人 (平成21年度の約2.1倍)	言語障害 (約39,700人) 自閉症 (約25,600人) 情緒障害 (約19,200人) 弱視 (約200人) 難聴 (約2,200人) 学習障害 (約22,400人) 注意欠陥多動性障害 (約24,700人) 肢体不自由 (約120人) 病弱・身体虚弱 (約50人) 合計：約134,200人 (平成21年度の約2.5倍)
幼児児童生徒数 (※令和元年度)	幼稚部：約 1,400人 小学部：約44,500人 中学部：約30,400人 高等部：約68,100人 義務教育段階の 全児童生徒の 0.8%	小学校：約200,600人 中学校：約 77,600人 義務教育段階の 全児童生徒の 2.9%	小学校：約116,600人 中学校：約 16,800人 高等学校：約 800人 義務教育段階の 全児童生徒の 1.4%
学級編制定数措置 (公立)	【小・中】1学級6人 【高】 1学級8人 ※重複障害の場合、1学級3人	1学級8人	【小・中】13人に1人の教員を措置 ※平成29年度から基礎定数化 【高】 加配措置
教育課程	各教科等に加え、「自立活動」の指導を実施。障害の状態等に応じた弾力的な教育課程が編成可。 ※知的障害者を教育する特別支援学校では、知的障害の特性等を踏まえた教科を別に設けている。	基本的には、小学校・中学校の学習指導要領に沿って編成するが、実態に応じて、特別支援学校の学習指導要領を参考とした特別の教育課程が編成可。	通常の学級の教育課程に加え、又はその一部に替えた特別の教育課程を編成。 【小・中】週1～8コマ以内 【高】年間7単位以内
それぞれの児童生徒について 個別の教育支援計画 （家庭、地域、医療、福祉、保健等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点で教育的支援を行うための計画）と 個別の指導計画 （一人一人の教育的ニーズに応じた指導目標、内容、方法をまとめた計画）を作成。			

※通常の学級における発達障害（LD・ADHD・高機能自閉症等）の可能性のある児童生徒：6.5%程度の在籍率（平成24年文部科学省の調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものでない点に留意。）

特別支援教育の現状

(令和元年5月1日現在)

特別支援学校等の児童生徒の増加の状況

特別支援学校

視覚障害 知的障害 病弱・身体虚弱
聴覚障害 肢体不自由

小学校・中学校

特別支援学級

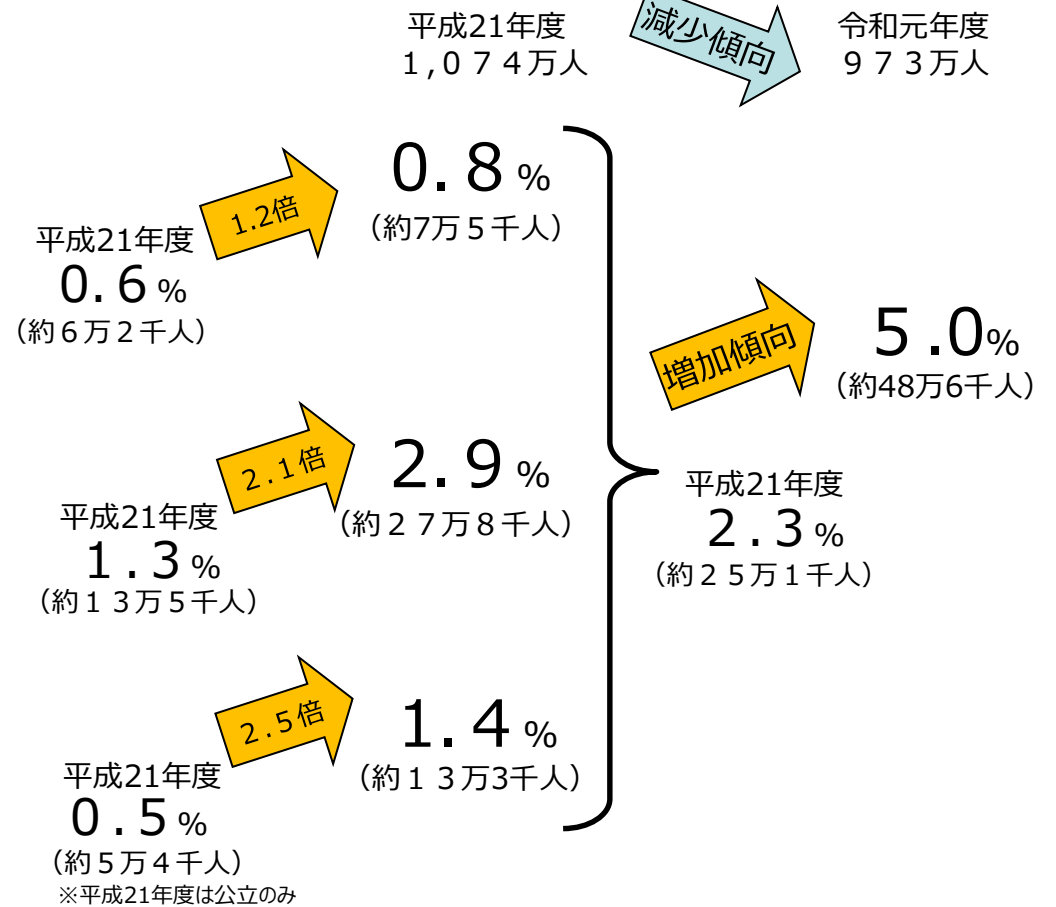
視覚障害 肢体不自由 自閉症・情緒障害
聴覚障害 病弱・身体虚弱
知的障害 言語障害

通常の学級

通級による指導

視覚障害 肢体不自由 自閉症
聴覚障害 病弱・身体虚弱 学習障害 (LD)
言語障害 情緒障害 注意欠陥多動性障害 (ADHD)

義務教育段階の全児童生徒数

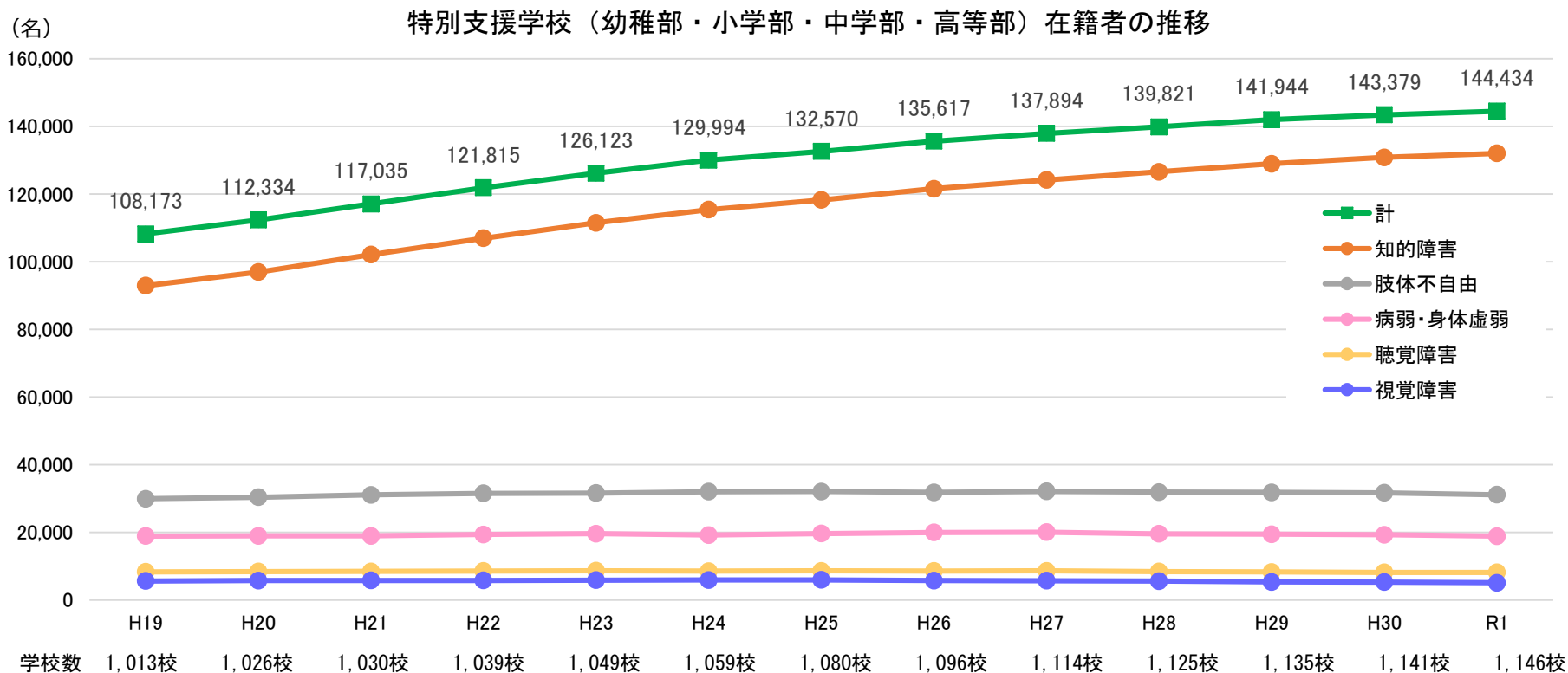


発達障害 (LD・ADHD・高機能自閉症等) の可能性のある児童生徒 : 6.5% 程度※の在籍率

※この数値は、平成24年に文部科学省が行った調査において、学級担任を含む複数の教員により判断された回答に基づくものであり、医師の診断によるものではない。

特別支援教育の現状

特別支援学校の児童生徒数・学校数の推移（各年度5月1日現在）



【令和元年度の状況】

	視覚障害	聴覚障害	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	計
学校数	82	118	786	352	151	1,146
在籍者数	5,083	8,175	131,985	31,094	18,863	144,434

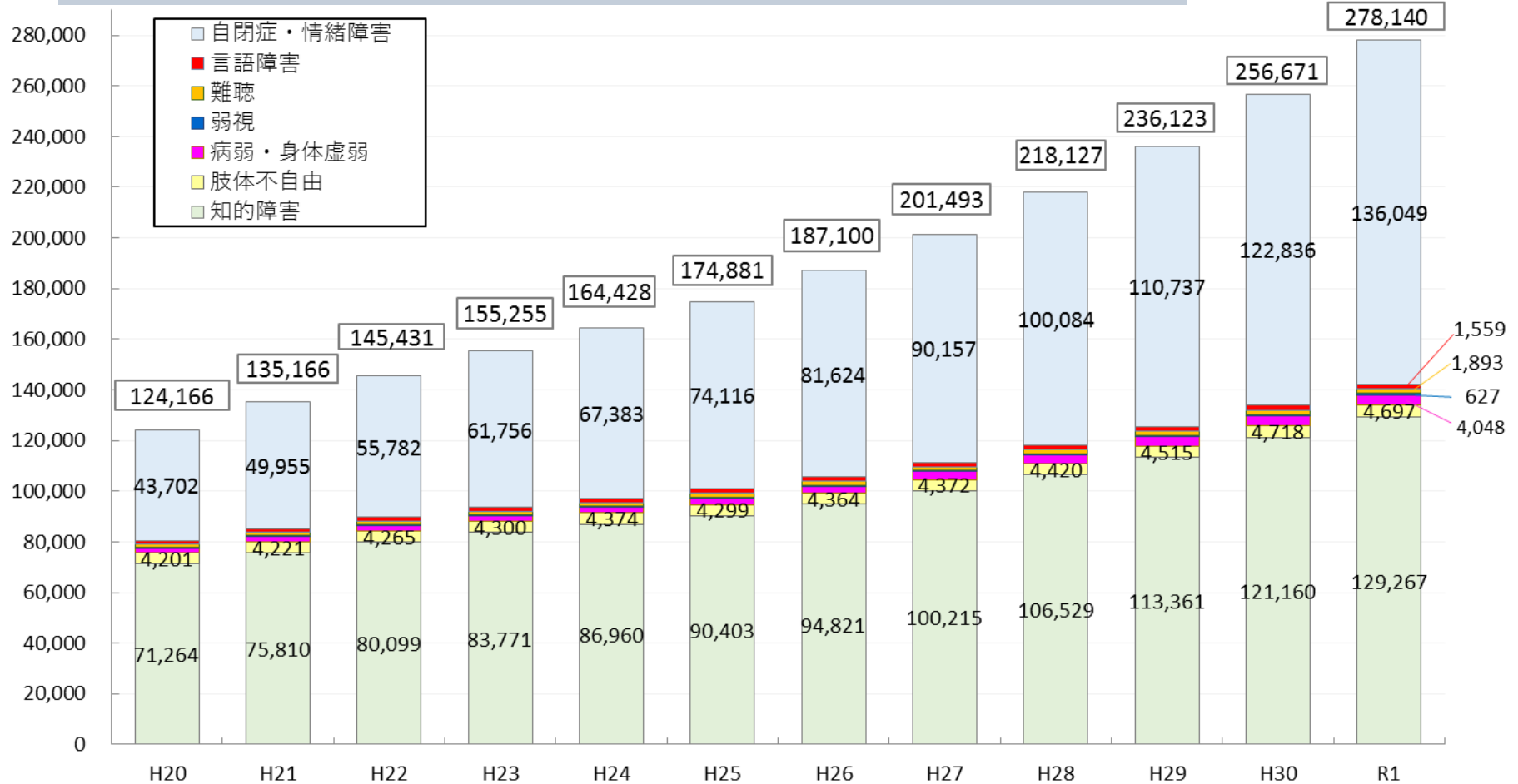
（出典）学校基本統計

※在籍者数は、平成18年度までは在籍する学校の障害種別により集計していたため、複数の障害を有する者については、在籍する学校の障害種以外の障害について集計していない。平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害を有する者については、障害種のそれぞれに集計している。このため、障害種別の在籍者数の数値の合計は指と一致しない。

※学校数は、平成19年度より、複数の障害種に対応できる特別支援学校制度へ転換したため、複数の障害に対応する学校及び複数の障害を有する者については、それぞれの障害種に集計している。このため、学校数及び在籍者数の障害種別数値の合計は指と一致しない。

【参考】 特別支援学校等の児童生徒の増加状況

特別支援学級の児童生徒数・学校数の推移(各年度5月1日現在)



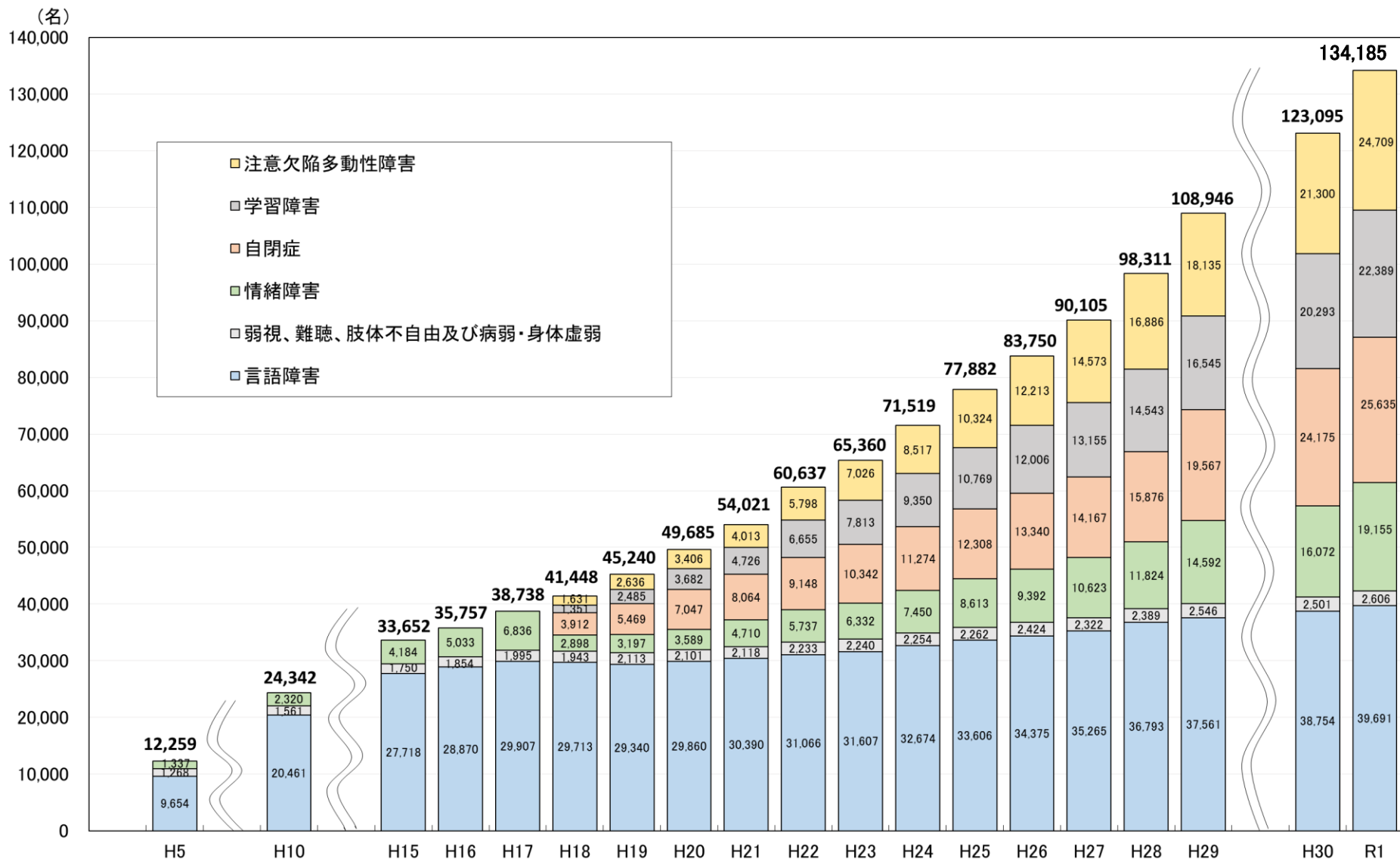
【令和元年度の状況】

	知的障害	肢体不自由	病弱・身体虚弱	弱視	難聴	言語障害	自閉症・情緒障害	計
学級数	29,162	3,150	2,518	537	1,294	707	29,287	66,655
在籍者数	129,267	4,697	4,048	627	1,893	1,559	136,049	278,140

(出典)学校基本統計

特別支援教育の現状

通級による指導を受けている児童生徒数の推移（各年度5月1日現在）



※平成30年度から、国立・私立学校を含めて調査。

※高等学校における通級による指導は平成30年度開始であることから、高等学校については平成30年度から計上。

新型コロナウイルス感染症対策に関する情報



文部科学省

～教育委員会・学校等関係の皆様へ～

幼小中高・特別支援学校に関する通知やマニュアル等、教育委員会・学校等関係の皆様へ知っていただきたい最新情報を発信しています。

◎ 幼小中高・特別支援学校に関する情報

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00015.html

< 特別支援学校に関する通知等の一部抜粋 >

小学校、中学校及び高等学校等にかかる感染事例等を踏まえて今後求められる対策等について（通知）

（令和2年8月6日）

https://www.mext.go.jp/content/20200806-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～（令和2年8月6日）

https://www.mext.go.jp/a_menu/coronavirus/mext_00029.html

特別支援学校等における新型コロナウイルス感染症対策に関する考え方と取組について（通知）（令和2年6月19日）

https://www.mext.go.jp/content/20200619-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf

新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン及び新型コロナウイルス感染症対策に伴う児童生徒の「学びの保障」総合対策パッケージについて（通知）（令和2年6月5日）

https://www.mext.go.jp/content/20200605_mxt_kouhou02_000007000-1.pdf

令和2年度から令和4年度までの間における小学校学習指導要領、中学校学習指導要領及び高等学校学習指導要領の特例を定める告示並びに特別支援学校小学部・中学部学習指導要領及び特別支援学校高等部学習指導要領の特例を定める告示について（通知）（令和2年8月13日）

https://www.mext.go.jp/content/20200813-mxt_kouhou01-000004520_1.pdf など

【新型コロナウイルス感染症対策におけるICTを活用した学習の取組】

取組事例の紹介 特別支援教育①

■ 学校による家庭学習支援の取組

(東京都立光明学園／千葉県立四街道特別支援学校／大阪府立中央聴覚支援学校
／大阪府立堺聴覚支援学校／岐阜県立不破高等学校)

- オンラインで、校長の挨拶、担任の呼びかけ、健康状態の把握、個々に応じた読み聞かせや歌などの指導を実施している。（東京都立光明学園）
- 入院している生徒に対して、教材等を届けるとともに、普段の授業で使用している遠隔システムを利用して、同時双方向型で課題の説明や質疑応答等を実施している。（千葉県立四街道特別支援学校）
- 小学部では、動画配信アプリを活用して、教師からの挨拶や学校からのお知らせ、手話や指文字などを使用した身近な題材を学習する寸劇等の動画を配信している。中学部では、オンライン会議アプリを活用して、段階的に小グループ（数名）での同時双方向授業を実施している。（大阪府立堺聴覚支援学校）
- テレビ通話アプリを活用して、一人一回20分程度で、個別に学習に関する質問や生活上の相談に対応できるようにしている。（大阪府立中央聴覚支援学校）
- 障害による学習上又は生活上の困難を主体的に改善・克服するため、個別又は少人数で、オンラインによる「自己探求」（通級による指導）を実施している。（岐阜県立不破高等学校）



【東京都立光明学園における取組】

【新型コロナウイルス感染症対策におけるICTを活用した学習の取組】

取組事例の紹介 特別支援教育②

■ 教育委員会による家庭学習支援の取組 (千葉県教育委員会)

各学校に協力を依頼し、障害のある児童生徒が、家庭で保護者等と一緒に学習することができるよう、学習動画を作成し、公開している。



【千葉県教育委員会／千葉県総合教育センターのwebサイト】

■ 特別支援学校と放課後等デイサービスとの連携 (千葉県立松戸特別支援学校)

Web会議システムを利用して、児童生徒が利用している放課後等デイサービスすくすく（柏市）と学校とが、それぞれが行っている姿勢の保持や楽器演奏の様子などを相互に発信。リアルタイムで児童生徒への支援について、情報交換、情報共有でき、それぞれの場での生活の充実につながっている。



※ 学校での預かり時の様子を発信